

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室

福祉・介護人材確保対策等について

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室

福祉・介護人材確保対策等について

①現状と課題

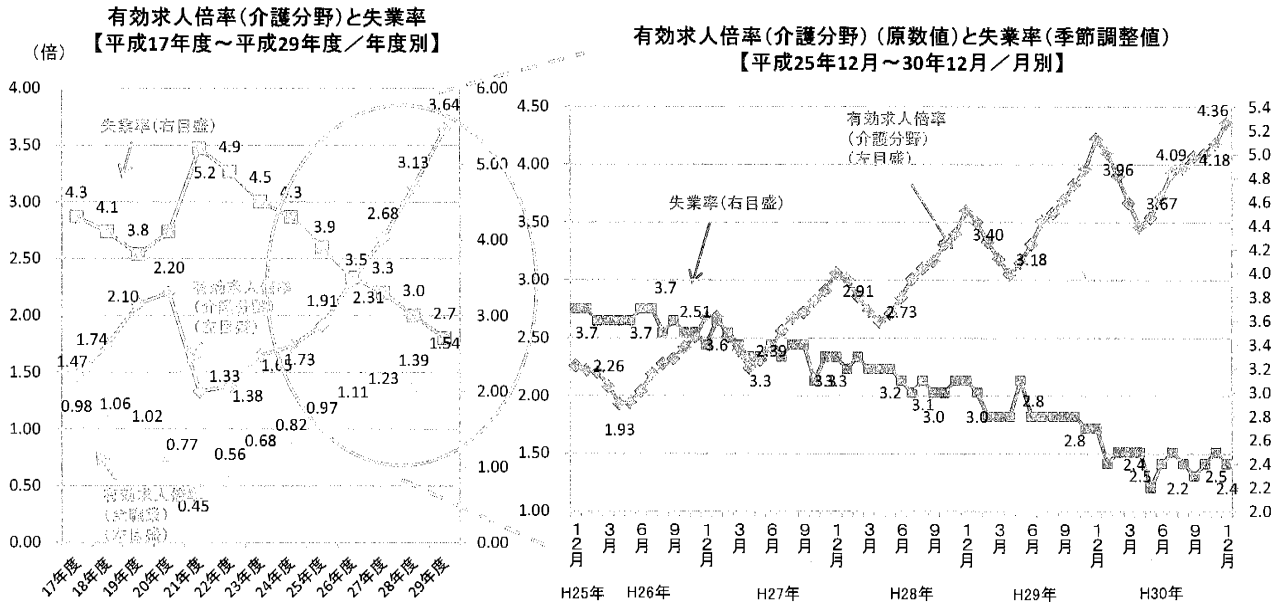
- 我が国では、急速な少子高齢化が見込まれており、2025年にはいわゆる「団塊世代」がすべて75歳以上になるなど、介護が必要になる方の急速な増加が見込まれている。また、今後、生産年齢人口の減少が顕著となる中で、2040年頃には高齢者数がピークを迎えるなど、人材の確保育成は喫緊の課題。
- 昨年5月に公表した第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数によると、2016(平成28)年度の介護職員数約190万人に加えて、2020年度末までに約26万人(合計で約216万人)、2025年度末までに約55万人(合計で約271万人)年間6万人程度の介護人材の伸びが必要と見込んでいる。
- また、介護分野における有効求人倍率は、依然として高い水準で推移しており、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。
- このような状況の中、介護職員の処遇改善のほか、新規参入促進、職場環境の改善による離職防止、人材育成への支援も含めて、介護人材の確保に総合的に取り組む。

②今後の取組

- 介護人材確保対策については、2019年10月から、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、更なる処遇改善を行うほか、
 - ・ 介護分野へのアクティブ・シニア等の参入を促すための「入門的研修」の普及や、介護福祉士資格の取得を目指す留学生など外国人材の受入環境の整備等、多様な人材の活用
 - ・ ICTや介護ロボットを活用した生産性向上の推進による業務負担の軽減や職場環境の改善など、働きやすい環境の整備
 - ・ 介護の仕事の魅力発信などによる普及啓発等にも取り組み、介護人材の確保に取り組んでいく。
- 平成31年度予算案においては、
 - ・ 上記の入門的研修の実施に加え、介護入門者の更なるステップアップや、現職員のキャリアアップ支援を地域医療介護総合確保基金のメニューに新たに位置付け、
 - ・ 介護職機能分化や多職種チームケア等の推進、
 - ・ 介護の仕事に対するイメージを変えていくための取組として、介護を知るための体験型イベントの開催などに取り組む。

介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ～有効求人倍率と失業率の動向～

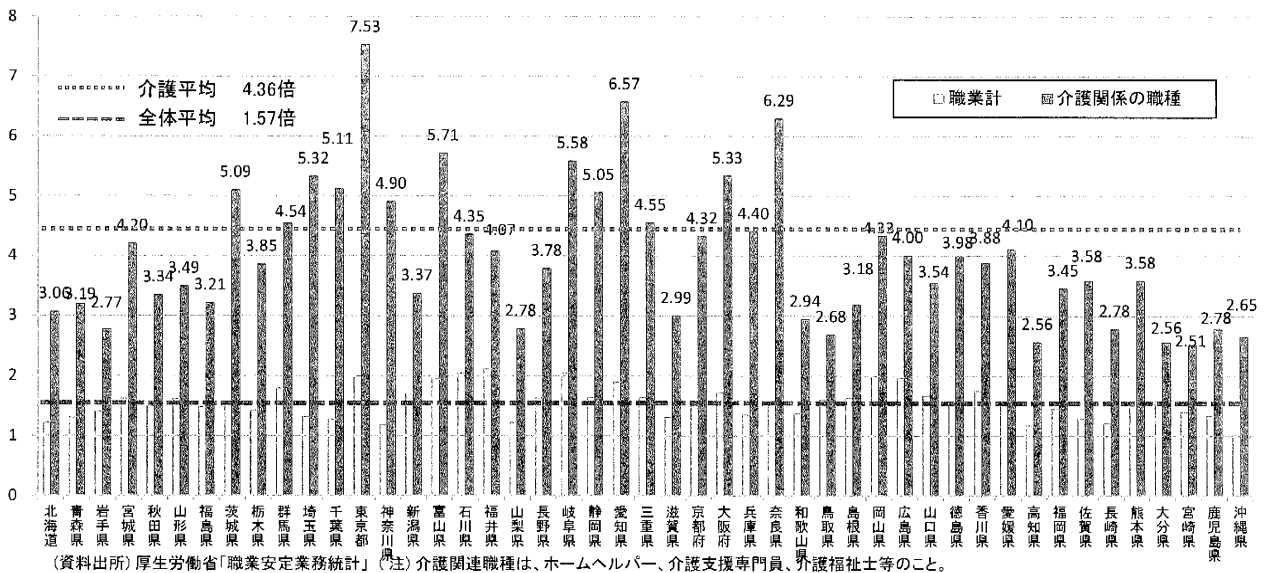
○ 介護分野の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全産業より高い水準で推移している。



注)平成22年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。
 【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」
 (※1)全職業の数値は「パートタイムを含む一般」の原数値であり、常用のほか、臨時・季節も含んだ全数である。介護分野の有効求人倍率はパートタイムを含む常用の原数値。月別の失業率は季節調整値。
 (※2)常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

都道府県別有効求人倍率(平成30年12月)と地域別の高齢化の状況

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

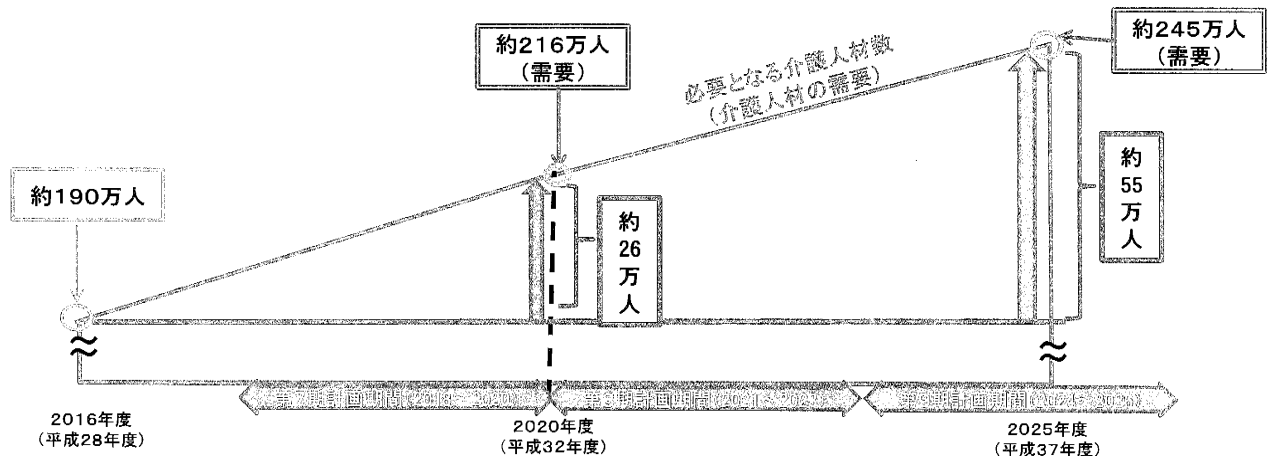
※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(11)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>		146.9万人 <10.9%>		26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	1632.2万人 <12.8%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	120.9万人 <16.8%> (1.56倍)	107.2万人 <17.5%> (1.52倍)	146.7万人 <16.2%> (1.48倍)	116.9万人 <15.7%> (1.45倍)	150.7万人 <17.7%> (1.44倍)		194.6万人 <14.1%> (1.33倍)		29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.11倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	2180.0万人 <17.8%> (1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について

- 第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要。
- 2016年度の約190万人に加え、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要がある。
- ※ 介護人材数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。

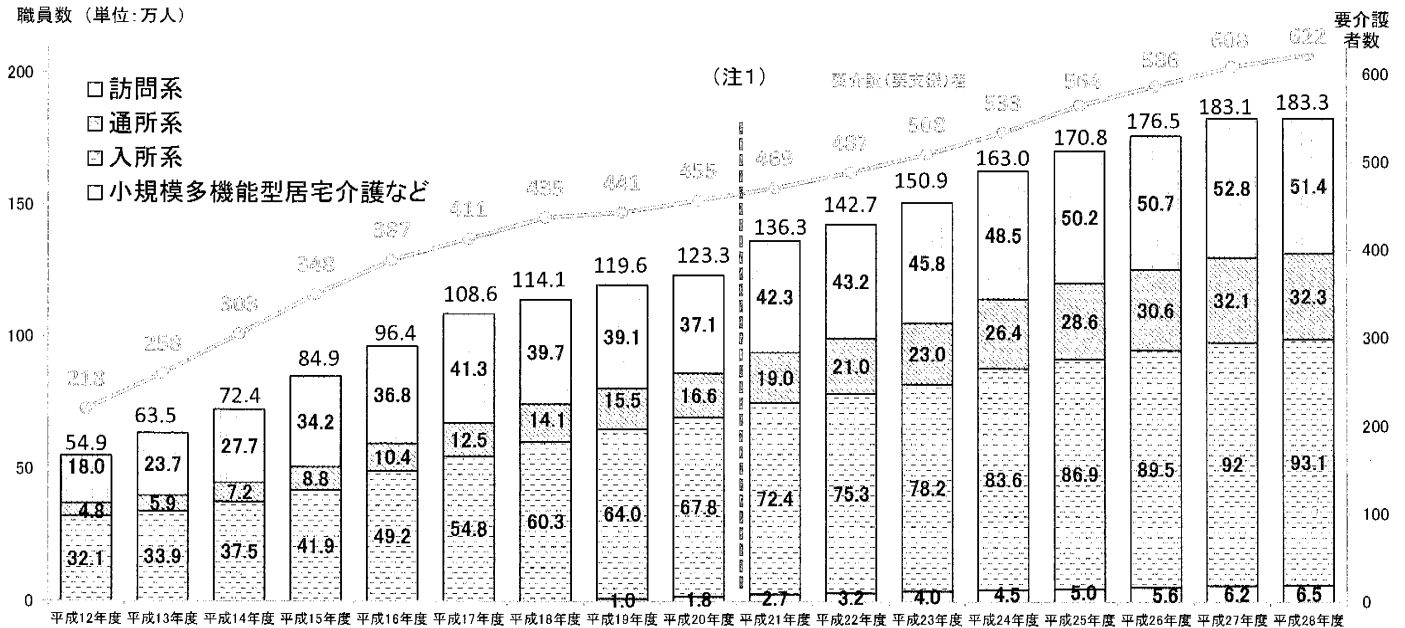


注1) 需要見込み(約216万人・245万人)については、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量(総合事業を含む)等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。
 注2) 2016年度の約190万人は、「介護サービス施設・事業所調査」の介護職員数(回収率等による補正後)に、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数(推計値:約6.6万人)を加えたもの。

介護職員数の推移

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。

職員数(単位:万人)



注1) 平成21年度以降は、調査方法の変更による回収率変動等の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)にて推計したもの。
 (平成20年まではほぼ100%の回収率 → (例)平成28年の回収率:訪問介護90.8%、通所介護86.8%、介護老人福祉施設92.2%)
 ・補正の考え方:入所系(短期入所生活介護を除く)・通所介護は①施設数に着目した割り戻し、それ以外は②利用者数に着目した割り戻しにより行った。
 注2) 各年の「介護サービス施設・事業所調査」の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの介護職員については、含まれていない。
 (特定施設入居者生活介護:平成12~15年、地域密着型介護老人福祉施設:平成18年、通所リハビリテーションの介護職員数は全ての年に含めていない)
 注3) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数である。(各年度の10月1日現在)
 注4) 平成27年度以降の介護職員数には、介護予防・日常生活支援総合事業に従事する介護職員数は含まれていない。

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

介護職員の 処遇改善

（実績）月額平均5.7万円の改善

- 月額平均1.4万円の改善(29年度～)
- 月額平均1.3万円の改善(27年度～)
- 月額平均0.6万円の改善(24年度～)
- 月額平均2.4万円の改善(21年度～)

多様な人材 の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後のマッチングまでを一体的に支援

離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット・ICTの活用推進
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援

介護職 の魅力向上

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 介護を知るための体験型イベントの開催

外国人材の受 入環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援（介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等）

一体的に取り組む主な取組

◎ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、更なる処遇改善を2019年10月より実施予定

◎ 入門的研修受講者等への更なるステップアップ支援（介護の周辺業務等の体験支援）

◎ 介護職機能分化・多職種チームケア等の推進

◎ 介護ロボット・ICT活用推進の加速化

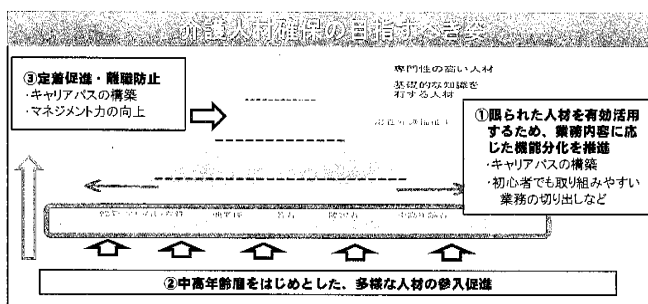
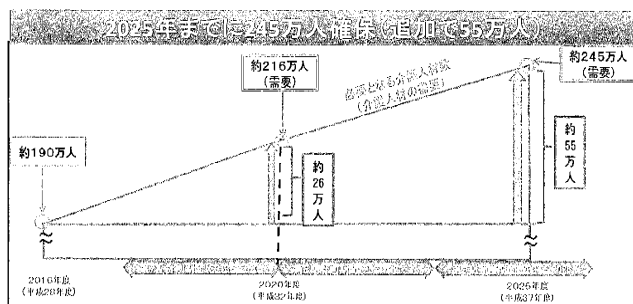
◎ 生産性向上ガイドラインの策定・普及

◎ 認証評価制度ガイドラインの策定・普及

◎ 若者、子育て層、アクティブシニア層に対する介護職の魅力などの発信

◎ 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備（介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等）

福祉・介護人材確保に向けた平成31年度予算（案）の全体像



<平成31年度予算（案）の全体像>

✓ 地域医療介護総合確保基金を活用した「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」に資する取組

【平成31年度の新規施策】

✓ 介護職機能分化等推進事業の創設

【平成31年度の新規施策】※基金事業のメニュー追加

✓ 介護入門者ステップアップ支援事業

✓ 現任職員キャリアアップ支援事業

【平成31年度の新規施策】

✓ 外国人介護人材受入環境整備事業の創設

✓ 介護福祉士修学資金や再就職準備金などの返還免除付き貸付制度の活用促進

※ 補正予算等において必要な貸付原資の積増等

多様な人材の参入促進

資質の向上

労働環境・処遇の改善

外国人材の受入環境整備

【平成31年度の拡充施策】

✓ 介護の仕事の魅力等に関する全国的なPR活動を平成30年度に引き続き推進

✓ 若年者や子育て世代、アクティブシニア等対象者像に応じた個別のアプローチ

✓ 事業主に対して、ワークライフバランスの重要性をはじめ、介護事業所の認証評価制度の普及等

介護の仕事の真の姿を知ってもらい、介護職の魅力や社会的評価を高める気運・ムーブメントの醸成（3K・4Kといった介護職に対するネガティブイメージの払拭）や人材確保の好事例の横展開を図ることで介護人材確保対策を一層推進

介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資等の確保

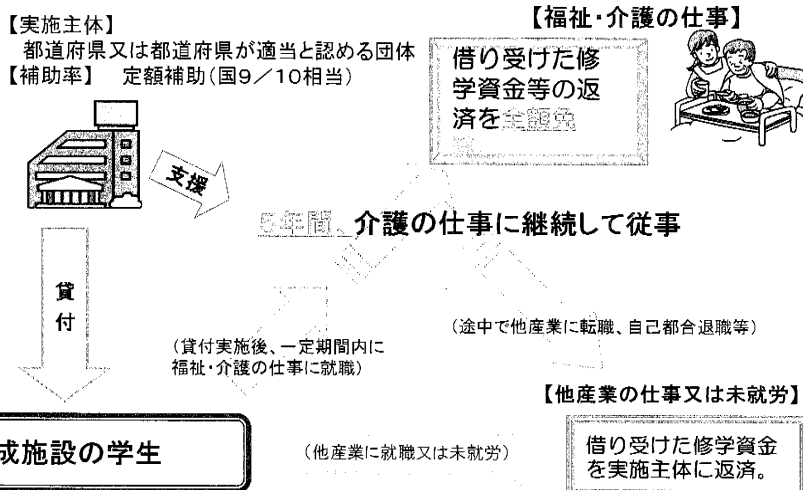
30年度第2次補正予算額 4.2億円

- 介護人材の不足が指摘される中、直近の介護人材の必要数の推計では、2025年度末までに55万人（年間6万人程度）の介護人材を追加で確保する必要があるとともに、新たな在留資格の創設に伴い介護分野で就業する外国人の増加も見込まれる。また、認知症や医療的ケアなど介護ニーズの複雑化、多様化、高度化が進む中、専門的知識・技能を有する介護福祉士の養成が重要となっており、平成31年10月には一定の介護福祉士に対する処遇改善も予定されていることから、今後、介護福祉士の資格取得を目指す者の増加が予想される。
- こうしたことから、喫緊の課題である国内の介護福祉士を含めた介護人材の確保の取組を加速化すべく、養成施設での学費等の貸付（一定条件により返済免除）を行う介護福祉士修学資金等貸付事業について、今後も安定的に運営できるよう貸付原資等の充実を図る。

事業実施スキーム(例:介護福祉士修学資金)

養成施設入学者への修学資金貸付 【介護福祉士養成施設修学者】

- 貸付額(上限)
 - ア 学 費 5万円(月額)
 - イ 入学準備金 20万円(初回に限る)
 - ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)
 - エ 国家試験受験対策費用 4万円(年額) 等



地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者の確保

平成31年度予算額(案):公費124億円(国費82億円)
平成30年度予算:公費90億円(国費60億円)

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施 ○ ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化 ○ 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、<u>介護の周辺業務等の体験支援(新規)</u> ○ 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材キャリアアップ研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経験年数3~5年程度の中堅職員に対する研修 ・ 喀痰吸引等研修 ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講 ・ 介護支援専門員に対する研修 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、<u>出前研修の実施(新規)</u> ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施 ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握 ○ 認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催 ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援 ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング ○ 介護事業所に対するICTの導入支援(新規) ○ <u>人材不足に関連した課題等が急務となっている介護事業所に対する業務改善支援(新規)</u> <p style="text-align: right;">等</p>

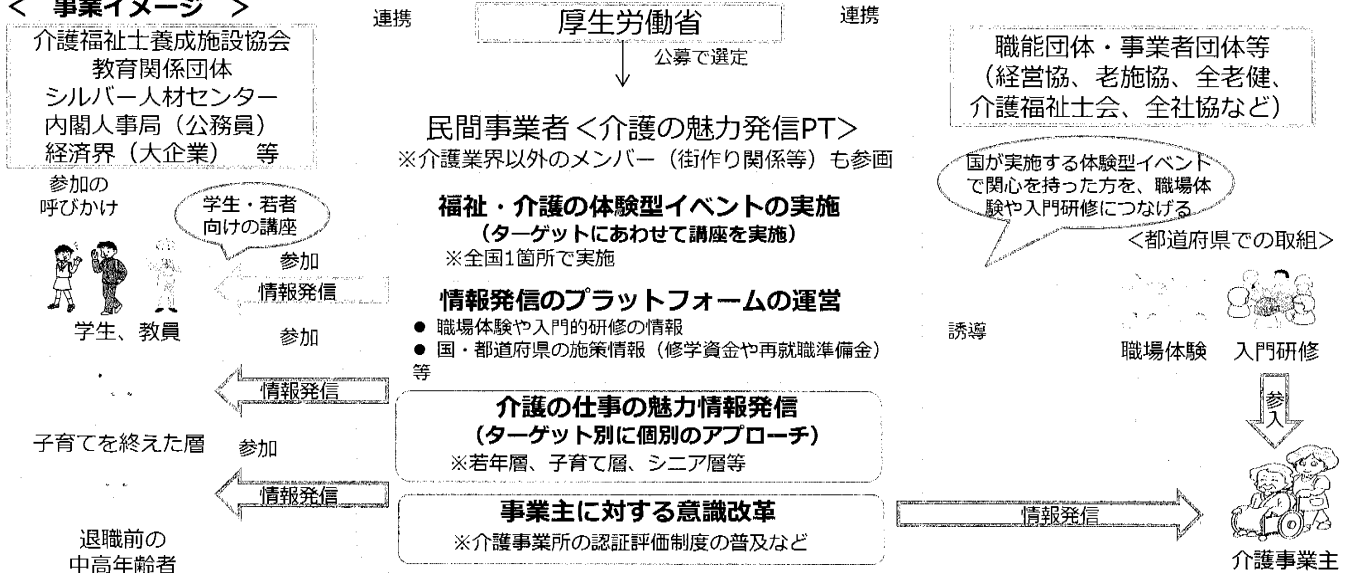
- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

「介護のしごとと魅力発信等事業」の推進

【平成31年度予算額(案)】684,274千円

- 平成30年度に実施した介護の仕事の魅力発信のための福祉・介護型イベントの実施に加えて、①若年層、②子育てを終えた層、③アクティブシニア層に対して、それぞれ個別のアプローチにより、介護のイメージ転換を図る。
(ターゲット別アプローチの例)
 - ・若年層：新卒者向け就職フェアなどで、介護の専門性や魅力、働き方の多様性「残業が少ない」等
 - ・子育てを終えた層：介護の専門性や魅力、働き方の柔軟性「親の介護に役立つ」等
 - ・アクティブシニア層：経済界等と連携し、退職前の中高年齢者に対して、介護の専門性や魅力、社会的重要性「介護される側からする側へ」等
- 併せて、事業主に対しても、例えばワークライフバランスの重要性をはじめ、介護事業所の認証評価制度の普及など、介護業界内の意識改革を図る。

＜事業イメージ＞



入門的研修の概要

目的

介護に関心を持つ介護未経験者に対して、介護の業務に携わる上での不安を払拭するため、基本的な知識を研修することにより、介護分野への参入を促進する。

実施主体

入門的研修の実施主体は、都道府県及び市区町村。(民間団体への委託も可)
実施主体は、研修修了者に対して、修了証明書を発行する。

実施例① 1日7時間で実施する場合

- ✓ 介護に関する基礎講座として、介護に関する基礎知識(1.5時間)と介護の基本(1.5時間)のみを実施

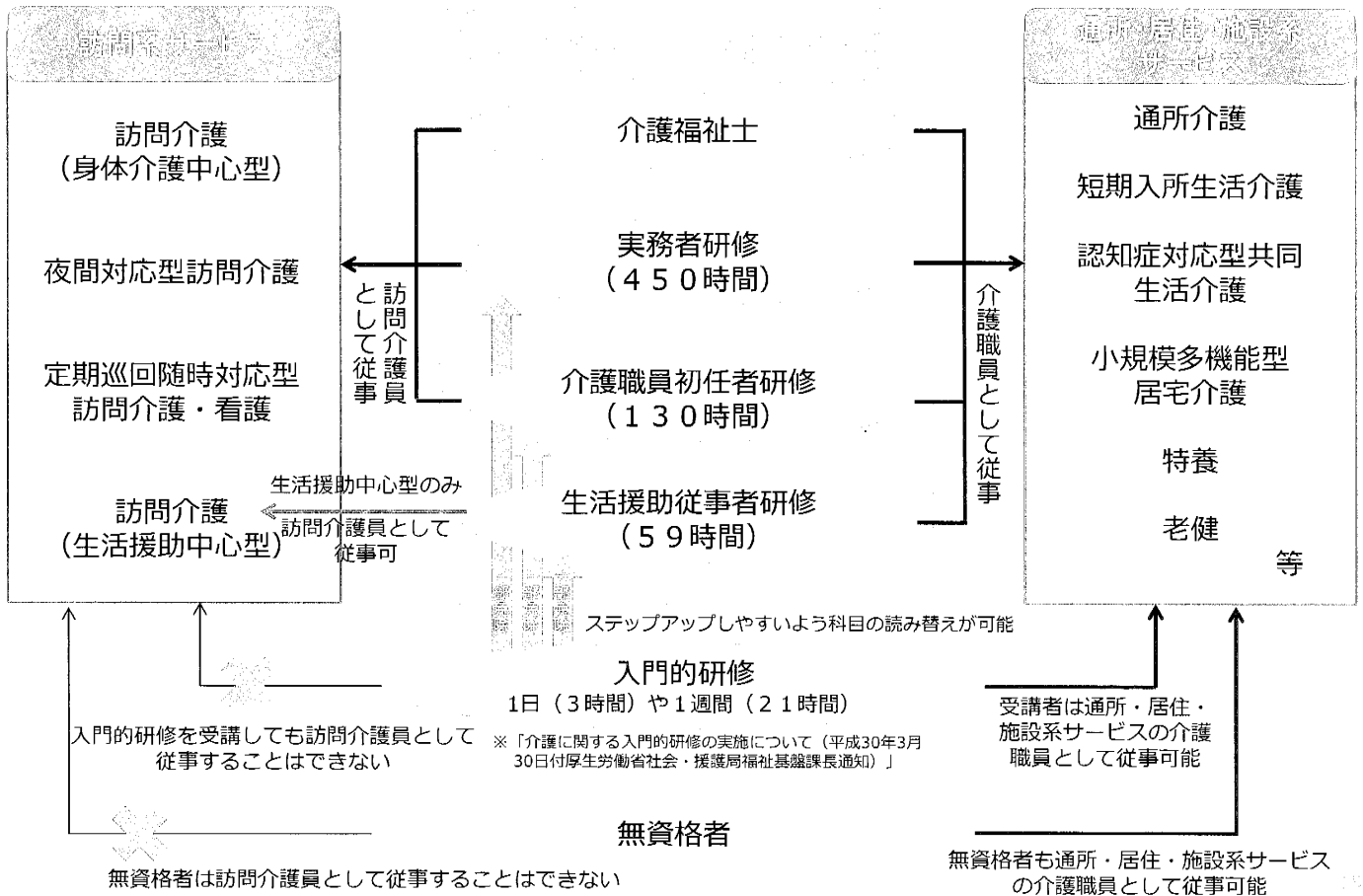
実施例② 6日研修で実施する場合

✓ 1日7時間で研修を実施		
1日目	・介護に関する基礎知識 ・介護の基本 ・認知症の理解	1.5時間 1.5時間 4時間
2日目	・基本的な介護の方法	7時間
3日目	・基本的な介護の方法 ・障害の理解 ・介護における安全確保	3時間 2時間 2時間
合計		21時間

実施例③ 6日研修で実施する場合

✓ 1日3～4時間で研修を実施		
1日目	・介護に関する基礎知識 ・介護の基本	1.5時間 1.5時間
2日目	・基本的な介護の方法	3時間
3日目	・基本的な介護の方法	3時間
4日目	・基本的な介護の方法	4時間
5日目	・認知症の理解	4時間
6日目	・障害の理解 ・介護における安全確保	2時間 2時間
合計		21時間

入門的研修と各種研修等との関係



(参考) 入門的研修の周知に関する取組

- 介護に関する入門的研修の活用が様々な分野や機会において推進されるよう、関係機関を通じて周知を実施。
- 具体的には、今年度、経済関係団体(日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会)及び文部科学省に対し、傘下の事業者・団体や教育委員会等に本研修の周知を図るための協力依頼を通知。

「介護に関する入門的研修についての協力依頼について (依頼)」 (平成30年8月29日社援発0829第5号厚生労働省社会・援護局長通知) (一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会宛)

平素より厚生労働行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、多様な人材の確保に向けて、介護分野への介護未経験者の参入を促進するため、本年度より、より多くの方が介護を知る機会とするとともに、介護分野で働く際の不安を払拭できるよう、別添の「介護に関する入門的研修の実施について」(平成30年3月30日社援基発0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)において、介護に関する入門的研修の実施に関する基本的な事項を定め、研修実施を推進しているところです。

本研修は、企業等で定年退職を予定している方や、中高年齢者、子育てが一段落した方々など、これまで介護と関わりがなかった方々に対して、介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができることを目的としており、基礎講座(研修時間3時間)と入門講座(研修時間18時間)で構成しています。研修の受講が容易となるよう短時間で修了する基礎講座のみ実施することもできます。

なお、本研修は、都道府県・市区町村が主体となって実施されます(別添参照)。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長戦略の実現～」(平成30年6月15日閣議決定)においても、入門的研修、マッチングにより、国・地方自治体・関係団体が一体となって、高齢者の介護分野への参入を促進し、多様な人材を「介護助手」として活用することとされており、本研修の実施により、さらなる高齢者の活躍が促進されるものと考えております。

つきましては、貴団体におかれては、本趣旨をご理解いただき、退職前セミナーの実施の際に従業員の皆様に対して本研修の参加を呼びかける等、傘下の事業者、団体に対する周知について、特段のご配慮をお願いいたします。

「介護に関する入門的研修に係る協力依頼について」 (平成30年7月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡) (文部科学省初等中等教育局教育課程課・同局児童生徒課産業教育振興室宛)

平素より、社会福祉行政の推進にご協力賜り、感謝申し上げます。

厚生労働省では、多様な人材の確保に向けて、介護分野への介護未経験者の参入を促進するため、平成30年度より、より多くの方が介護を知る機会とするとともに、介護分野で働く際の不安を払拭できるよう、別添の「介護に関する入門的研修の実施について」(平成30年3月30日社援基発0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)において、介護に関する入門的研修の実施に関する基本的な事項を定め、研修実施を推進しているところです。

このような中、学校教育においては、平成29年3月31日に公示された新しい中学校学習指導要領の技術・家庭科及び平成30年3月30日に公示された新しい高等学校学習指導要領の家庭科において、「介護」に関する内容がそれぞれ充実されたことを踏まえ、教員の介護現場への理解の推進や介護に関する指導力の向上等のため、本研修をご活用いただきたいと思います。

つきましては、本研修にご理解いただけますとともに、中学校及び高等学校等の教員が本研修を受講できるよう、各教育委員会等への周知についてご協力を賜りたく、よろしく申し上げます。

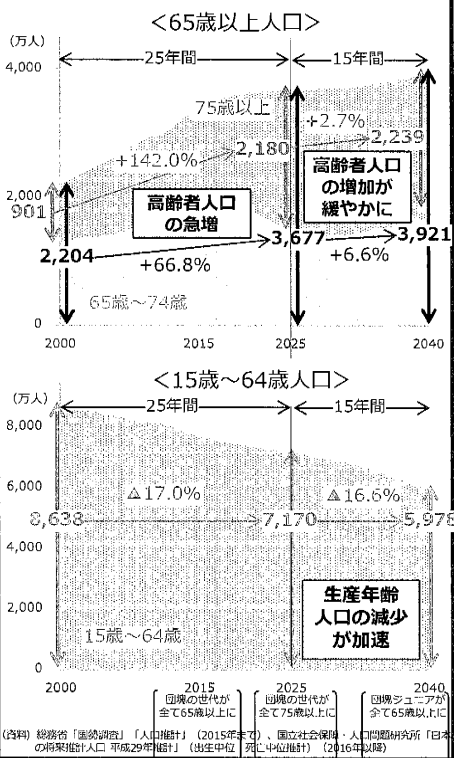
2040年頃を展望した社会保障改革の新たな局面と課題

平成30年4月12日経済財政諮問会議
厚生労働大臣提出資料(抄)

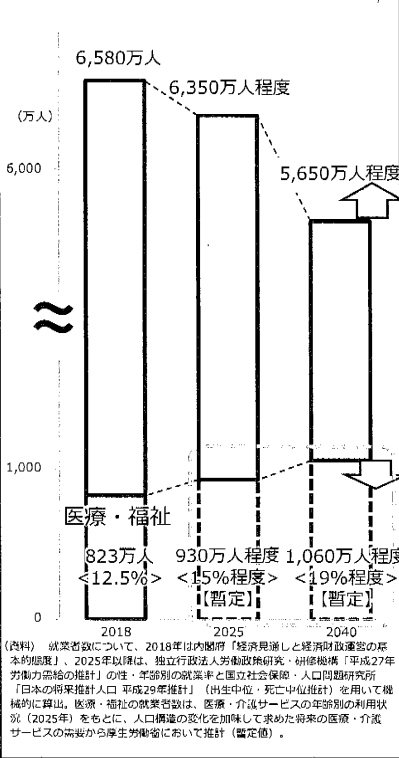
人口構造の推移を見ると、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化。

2025年以降の現役世代の人口の急減という新たな局面における課題への対応が必要。

《2040年までの人口構造の変化》



《就業者数の推移》



国民的な議論の下、

- これまで進めてきた給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保も図りつつ、
- 以下の新たな局面に対応した政策課題を踏まえて、総合的に改革を推進。

《新たな局面に対応した政策課題》

- 1. 現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上**
⇒ 高齢者をはじめとして多様な就労・社会参加を促進し、社会全体の活力を維持していく基盤として、2040年までに3年以上健康寿命を延伸することを目指す。
- 2. 労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保**
⇒ テクノロジーの活用等により、2040年時点において必要とされるサービスが適切に確保される水準の医療・介護サービスの生産性^{*}の向上を目指す。
※ サービス産出に要するマンパワー投入量。
※ 医療分野: ICT、AI、ロボットの活用で業務代替が可能と考えられるものが5%程度(「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」結果から抽出)
※ 介護分野: 特別養護老人ホームでは、平均では入所者2人に対し介護職員等が1人程度の配置となっているが、ICT等の活用により2.7人に対し1人程度の配置で運営を行っている施設あり。

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

- 来年10月の消費税率の引上げによって、2025年を念頭に進められてきた社会保障・税一体改革が完了。今後、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えた検討を進めることが必要。
- 2040年を見通すと、現役世代(担い手)の減少が最大の課題。一方、高齢者の「若返り」が見られ、就業率も上昇。今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。
 - ①多様な就労・社会参加の環境整備
 - ②健康寿命の延伸
 - ③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上
 - ④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

《現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題》

多様な就労・社会参加	健康寿命の延伸	医療・福祉サービスの改革
【雇用・年金制度改革等】 ○ 更なる高齢者雇用機会の拡大に向けた環境整備 ○ 就職氷河期世代の就職支援・職業的自立促進の強化 ○ 中途採用の拡大 ○ 年金受給開始年齢の柔軟化、被用者保険の適用拡大、私的年金(iDeCo(イデコ)等)の拡充 ○ 地域共生・地域の支え合い	【健康寿命延伸プラン】 ※来夏を目途に策定 ○ 2040年の健康寿命延伸に向けた目標と2025年までの工程表 ○ ①健康無関心層へのアプローチの強化、②地域・保険者間の格差の解消により、以下の3分野を中心に、取組を推進 ・次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等 ・疾病予防・重症化予防 ・介護予防・フレイル対策、認知症予防	【医療・福祉サービス改革プラン】 ※来夏を目途に策定 ○ 2040年の生産性向上に向けた目標と2025年までの工程表 ○ 以下の4つのアプローチにより、取組を推進 ・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革 ・タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進 ・組織マネジメント改革 ・経営の大規模化・協働化

《引き続き取り組む政策課題》

給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

主な取組

■ 「雇用・年金制度改革」、「健康寿命の延伸」、「医療・福祉サービス改革」の取組を推進する。具体的な取組の全体像は、P3からP5までのとおり。

雇用・年金制度改革

- ▶ **働く意欲がある高齢者が、その能力を十分発揮し、働く人の個々の事情に応じて活躍できるよう、多様な雇用・就業機会を充実**
 - ・ 70歳までの雇用確保を図る上で、複数のメニューを用意し、労使の話し合いの上で個人の選択が効く仕組みを検討
 - ・ 成果を重視する評価・報酬体系の構築に向けた環境整備
 - ・ 企業のみならず様々な地域の主体による雇用・就業機会を開拓
- ▶ **就職氷河期世代の一人ひとりが抱える課題に応じた寄り添い型の就職・キャリア形成支援の強化**
特に、長期にわたる無業者への職業的自立に向けた相談支援と生活支援をワンストップで行う体制の整備
- ▶ **中途採用に前向きな大企業からなる協議会を開催し、好事例の共有等により社会全体の機運を醸成**
- ▶ 一人ひとりの多様な働き方に柔軟に対応した年金制度への見直し、私的年金(※)の拡充の検討
※ 確定給付企業年金(DB)、企業型確定拠出年金(企業型DC)、個人型確定拠出年金(iDeCo(イデコ))

健康寿命延伸プラン

- ▶ 生活習慣病の発症・重症化予防のため、**医療機関と保険者・民間事業者(スポーツクラブ等)等が連携し、医学的管理と運動・栄養等のプログラムを一体的に提供し、住民の行動変容を促す仕組みの構築**
- ▶ 身近な場所で高齢者が定期的に集い、**身体を動かす場等の大幅な拡充、介護予防事業と高齢者の保健事業(フレイル対策)との一体実施の推進(インセンティブ措置の強化)**
- ▶ **認知症予防**を加えた認知症施策の推進(身体を動かす場等の拡充、予防に資するエビデンスの研究等)
- ▶ 野菜摂取量増加に向けた取組等の横展開、民間主導の健康な食事・食環境(スマート・ミール)の認証制度等の普及支援など、**自然に健康になれる環境づくりの推進**

医療福祉サービス改革プラン

- ▶ 2040年に向けた**ロボット・AI等の現場活用に向けた実用化構想の検討**
- ▶ **データヘルス改革**に関し、2020年度までの事業の着実な実施と**2020年の後の絵姿**(全国的な保健医療情報ネットワーク等)、工程表の策定
- ▶ 介護・看護・保育等の分野において、**介護助手等としてシニア層を活かす方策**の検討
- ▶ 介護施設における業務フローの分析・仕分けを基に、**①介護助手、②介護ロボット(センサーを含む)、③ICTの活用等を組み合わせた業務効率化のモデル事業**を今年度中に開始。効果を検証の上、全国に普及

医療・福祉サービス改革プランの方向性

○ 2025年以降、現役世代(担い手)の減少が一層進むことが見込まれる中で、「**ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革**」、「**タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進**」、「**組織マネジメント改革**」、「**経営の大規模化・協働化**」の4つの改革を通じて、生産性の向上を図ることにより、必要かつ適切な医療・福祉サービスが確実に提供される現場を実現する。

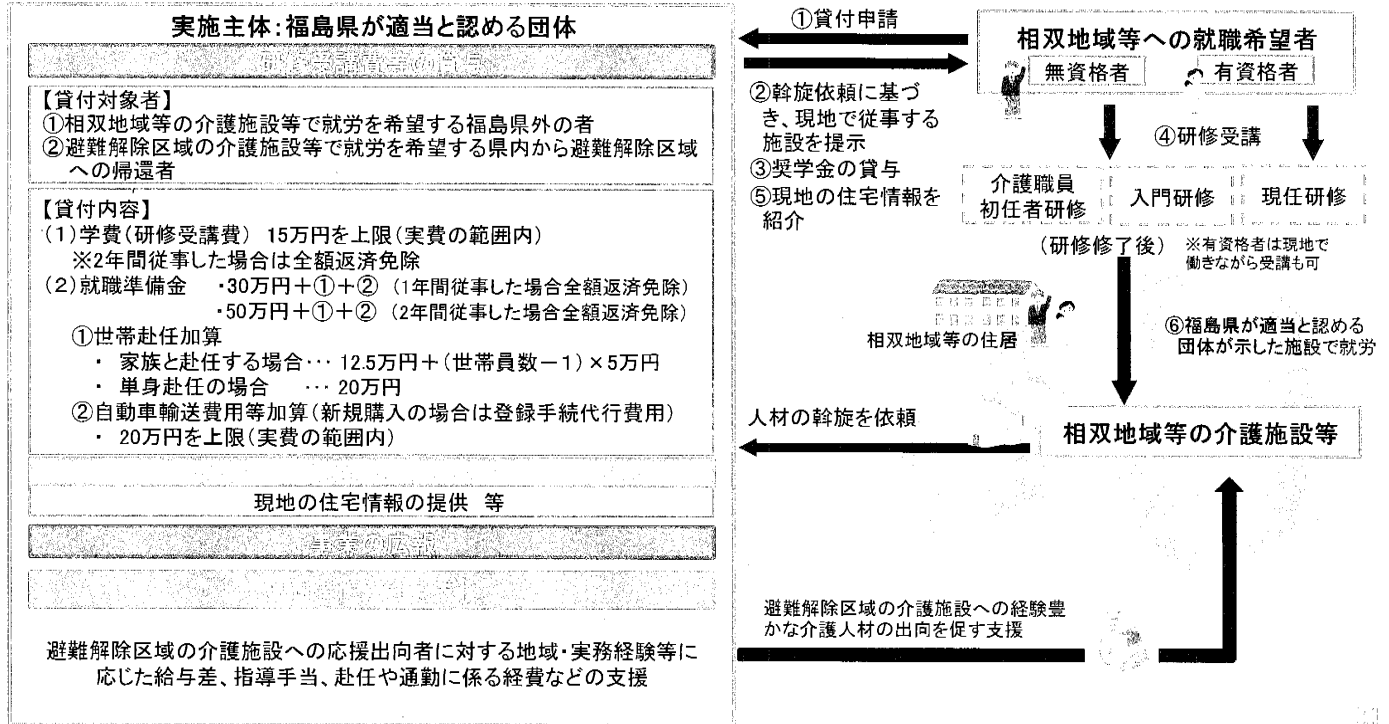
<p>2040年に向けたロボット・AI等の実用化構想の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 2040年に向けたロボット・AI等の実用化構想の検討 ▶ データヘルス改革に関し、2020年度までの事業の着実な実施とそれ以降の絵姿(医療情報の標準化、全国的な保健医療情報ネットワーク等)・工程表の策定 ▶ 介護施設における業務フローの分析・仕分けを基に、①介護助手、②介護ロボット(センサーを含む)、③ICTの活用等を組み合わせた業務効率化のモデル事業を今年度中に開始。効果を検証の上、全国に普及 ▶ オンラインでの服薬指導を含めた医療の充実 等 	<p>医療機関の経営管理や労務管理を担う人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 医療機関の経営管理や労務管理を担う人材の育成 ▶ 福祉分野における、業務フローの分析を踏まえた、業務の負担軽減と効率化に向けたガイドライン(生産性向上ガイドライン)の作成・普及・改善 ▶ 現場の効率化に向けた工夫を促す報酬制度への見直し(実績評価の導入など) ▶ 文書量削減に向けた取組、事業者の報酬改定対応コストの削減の検討 等
<p>業務分担の見直し等による、①効率的・機能的なチーム医療を促進するための人材育成、②介護施設における専門職と介護助手等の業務分担の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 業務分担の見直し等による、①効率的・機能的なチーム医療を促進するための人材育成、②介護施設における専門職と介護助手等の業務分担の推進 ▶ 介護・看護・保育等の分野において、介護助手等としてシニア層を活かす方策、医療分野における専門職を支える人材育成等の在り方の検討 等 	<p>医療法人、社会福祉法人それぞれの経営統合、運営共同化、多角化方策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 医療法人、社会福祉法人それぞれの経営統合、運営共同化、多角化方策の検討 ▶ 医療法人と社会福祉法人の連携方策の検討 等

被災地における福祉・介護人材確保事業【東日本大震災復興特別会計】

平成30年度予算額 198,390千円 → 平成31年度予算額(案) 204,534千円

東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金(赴任するための交通費や引っ越し費用等)の貸与等の支援を行っている。

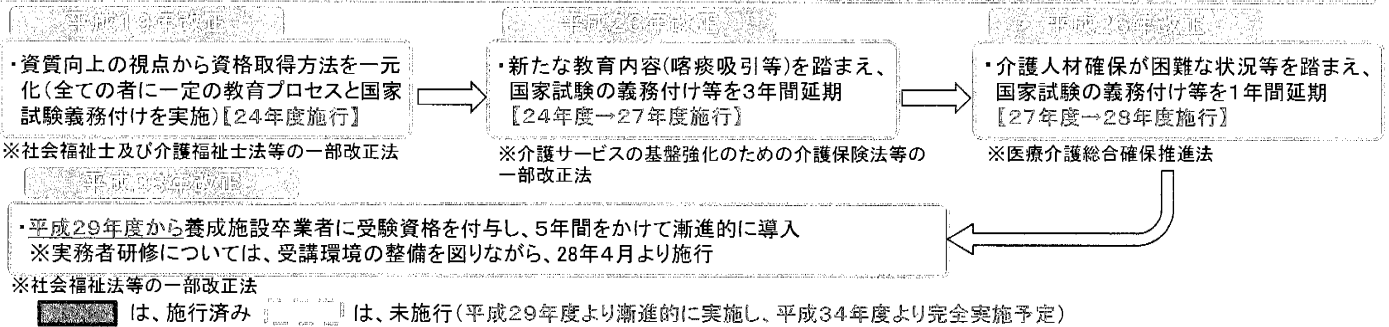
< 事業スキーム >



介護福祉士資格取得方法の一元化の経緯について

○ 介護ニーズの多様化・高度化の進展に対応できる資質を担保し、社会的な信頼と評価を高める観点から、

- ① 一定の教育課程を経て国家試験の受験資格を得た上で、
- ② 国家試験により修得状況を確認する、という2つのプロセスを経ることが必要。



	実務経験ルート	養成施設ルート	福祉系高校ルート
教育プロセス (実務経験研修)	実務経験 3年以上 + 実務者研修(9月以上/450時間*) *他研修修了による期間短縮・科目免除あり	履修期間 2年以上(改正前 1,650時間) + 200時間 = 1,850時間	履修期間 3年以上(改正前 34単位(1,190時間*)) + 19単位 = 53単位(1,855時間*) *時間数は、1単位を35時間として換算(注)特例高校は卒業後に実務経験9月以上が必要
国家試験	国家試験	国家試験	国家試験

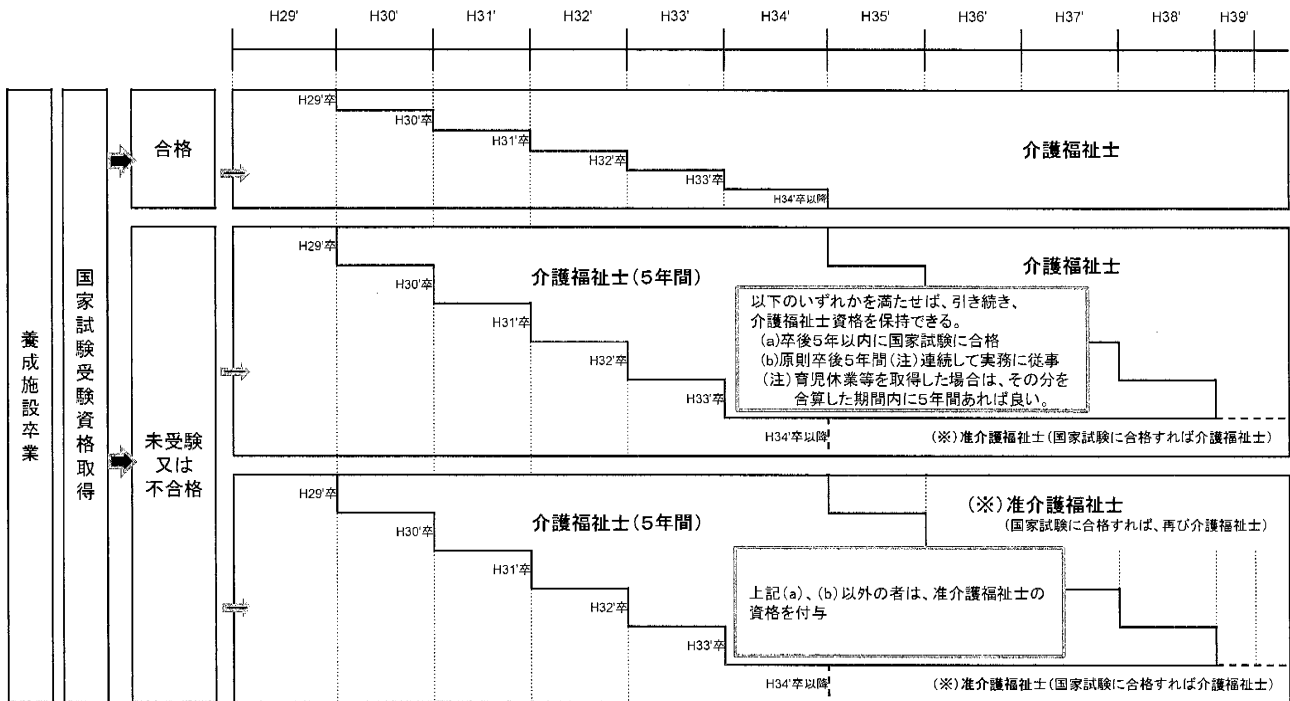
【参考】

	実務経験ルート	養成施設ルート	福祉系高校ルート
累計資格登録者数	約121.7万人	約34.2万人	内訳無し(実務経験ルートに含む)
平成29年度試験合格者数	約5.7万人	約0.6万人	約0.3万人

注) 累計資格登録者数は平成30年3月末時点の登録者数を記載している。また、平成29年度試験合格者数の養成施設ルート的人数には、国家試験を受験せずに登録をした者を含む。

養成施設ルートへの国家試験導入の道筋

○ 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けの漸進的な導入を図る。



(※) 平成19年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正において、養成施設卒業者への国家試験の義務付けに伴い、未受験又は不合格者には当分の間、「介護福祉士の技術的援助及び助言を受けて、専門的知識及び技術をもって、介護等を業とする者」として准介護福祉士の資格が付与されることとされた。准介護福祉士制度については、国家試験の義務付けの完全実施となる平成34年度から施行されることとなる。

実務者研修の受講のための負担軽減策

○ 働きながらも、可能な限り負担を軽減した形で、実務者研修を受講し、介護福祉士資格の取得ができるように、①他研修で履修済の科目の受講免除(450⇒320時間)や通信課程の活用、②受講費用の貸付(返済免除付き)③研修受講者の代替要員の雇上げを実施している。

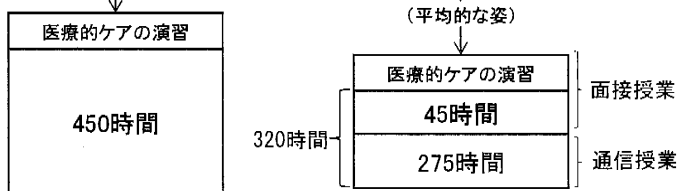
【①他研修で履修済の受講免除や通信課程の活用】

○ 450時間の実務者研修について、他の研修を履修している場合には、その内容に応じて、一部科目の受講を免除。

研修名称	原則(実務者)	介護職員初任者	訪問介護員1級	訪問介護員2級	訪問介護員3級	介護職員基礎	その他
受講時間	450	320	95	320	420	50	認知症の実践者研修 喀痰吸引等研修

認知症の理解Ⅰ・Ⅱや医療的ケアを免除

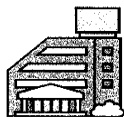
・ 初任者研修等の受講歴に基づき、450時間全てを受講する必要のある者は少なく、320時間の受講が平均的な姿
 ・ 実務者研修の総定員約53万人のうち、通信課程の定員は約51万人(約9割:H30.4現在)



【②受講費用の貸付(返済免除付き)】

実務者研修受講費用20万円(上限) ・実施主体都道府県又は都道府県が適当と認める団体 補助率: 国9/10相当(定額)

2年間、介護福祉士として継続して従事



貸付

介護福祉士を目指す
介護現場で働く者

修学資金の返済を
全額免除



【介護の仕事】

【③研修受講者の代替要員の雇上げへの経費助成】

○ 地域医療介護総合確保基金で代替要員の雇上げ経費を支援。(国費補助率2/3)

新たな外国人材の受入制度等について

外国人介護人材の受入れについての考え方

【国内の人材確保対策】

- 2025年に向けた介護人材の確保においては、国内人材の確保対策を充実・強化していくことが基本。

【制度の趣旨に沿った検討】

- 外国人介護人材の受入れに係る検討は、各制度の趣旨に沿って進めていく。
 - ①EPA(経済連携協定)：経済活動の連携強化を目的とした特例的な受入れ
 - ②資格を取得した留学生への在留資格付与：専門的・技術的分野への外国人材の受入れ
 - ③技能実習：日本から相手国への技能移転
 - ④介護分野における特定技能の在留資格付与：就労目的での即戦力人材の受入れ

【①EPA(経済連携協定)に基づく受入れ】

- 現在、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から受入れを実施。(4,302人を受け入れ、757名が資格取得)
- 平成29年4月から、更なる活躍の促進のため、EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加。

【②資格を取得した留学生への在留資格付与(在留資格「介護」の創設)】

- 介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士資格を取得した者を対象とする在留資格「介護」を創設する入管法の一部改正法が平成28年11月に成立、公布。平成29年9月1日施行。

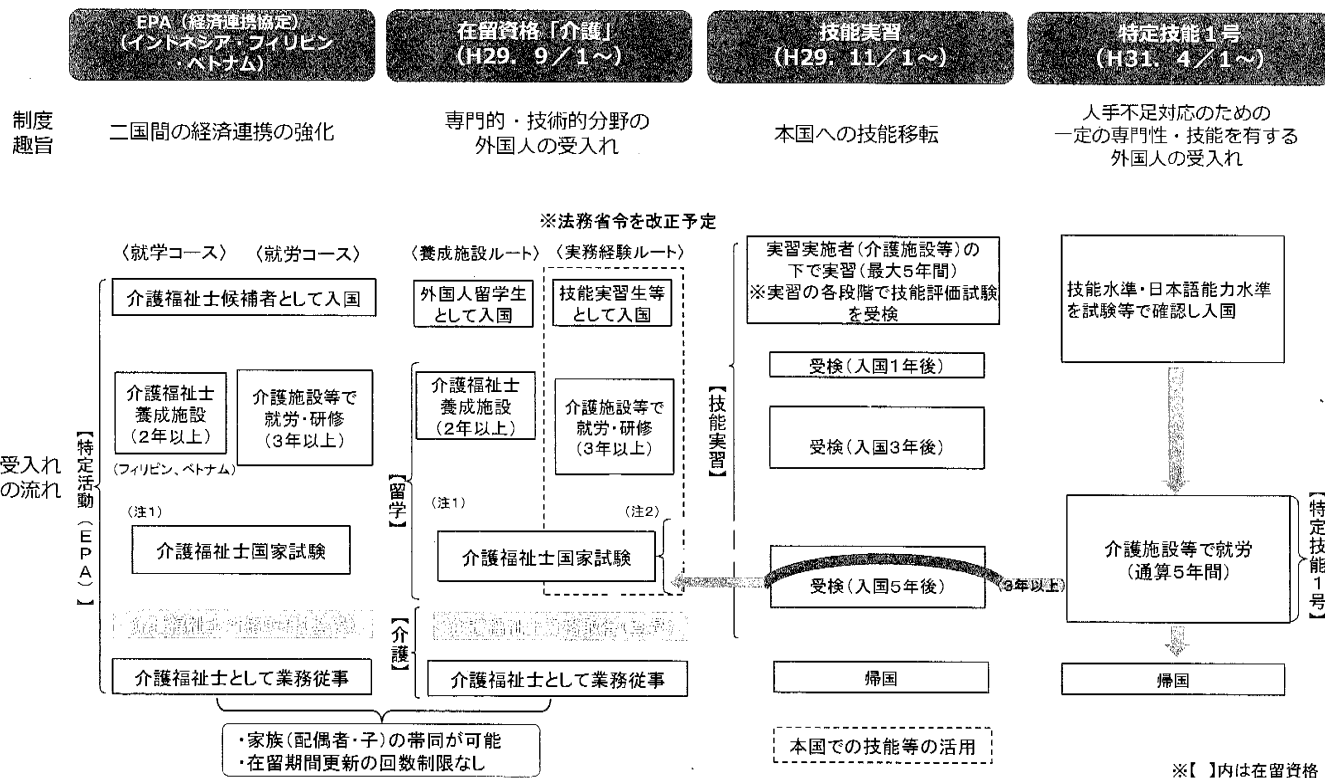
【③技能実習制度への介護職種の追加】

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律が平成28年11月に成立、公布。平成29年11月1日施行。
- 平成29年9月29日、サービスの質の担保など介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう、介護職種に固有の要件を定める告示を公布。平成29年11月1日に対象職種に介護を追加。

【④介護分野における特定技能の在留資格に基づく受入れ】

- 一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を対象とする在留資格「特定技能」を創設する入管法の一部改正法が平成30年12月に成立、公布。平成31年4月1日施行。
- 平成30年12月25日、特定技能により外国人材を受入れる分野として、介護分野を特定するための「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」等を決定。

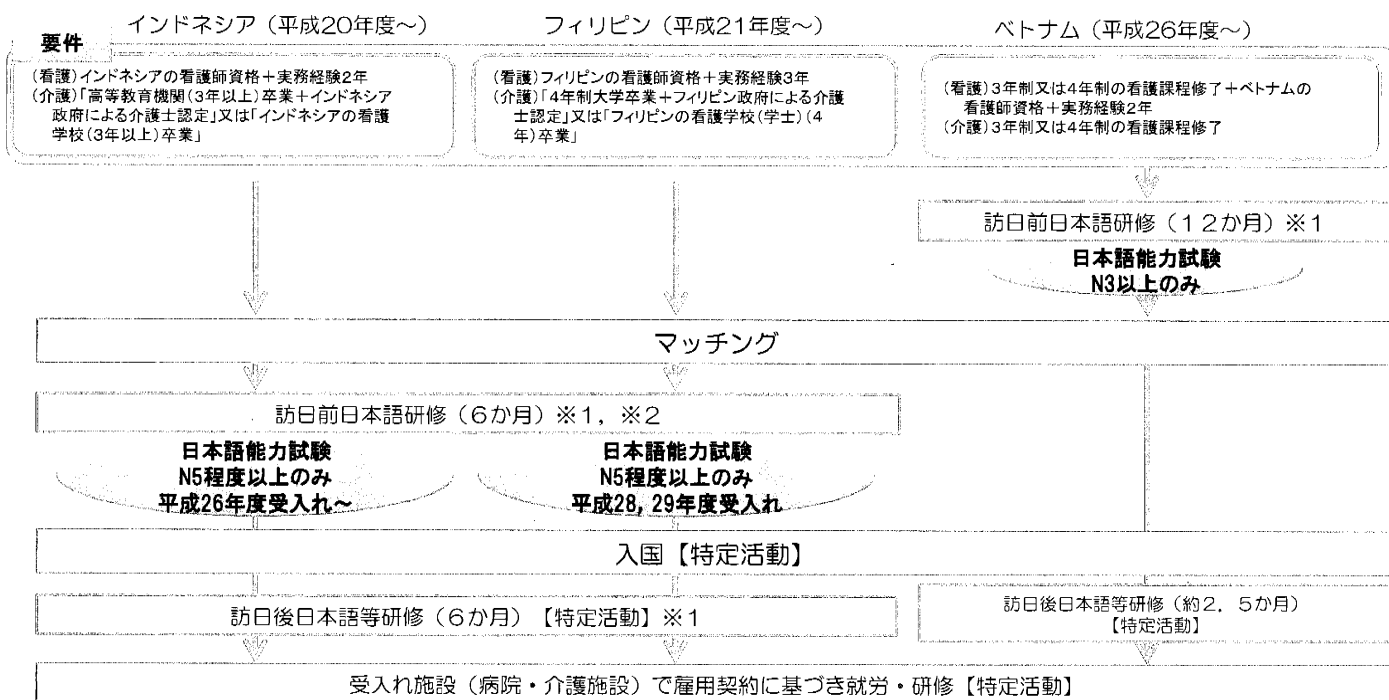
外国人介護人材受入れの仕組み



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。
 (注2) 「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。

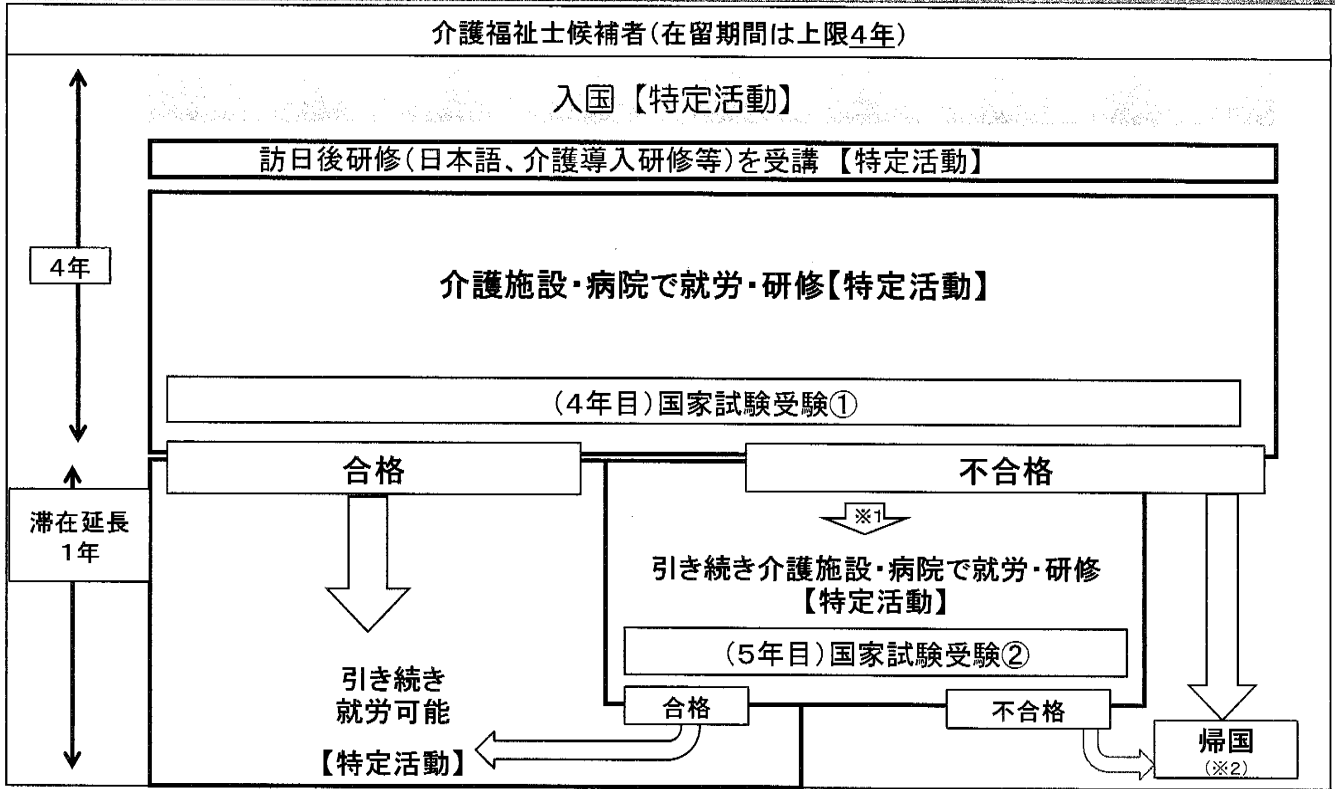
経済連携協定に基づく受入れの枠組

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定(EPA)に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。



注 【】内は在留資格を示す。
 注 日本語能力試験N2以上の候補者は※1の日本語研修を免除。
 また、一定期間内に日本語能力試験N3若しくはN4を取得した候補者は※2の日本語研修を免除。
 注 フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある(フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし)。

経済連携協定に基づく受入れの枠組(介護(入国以降))



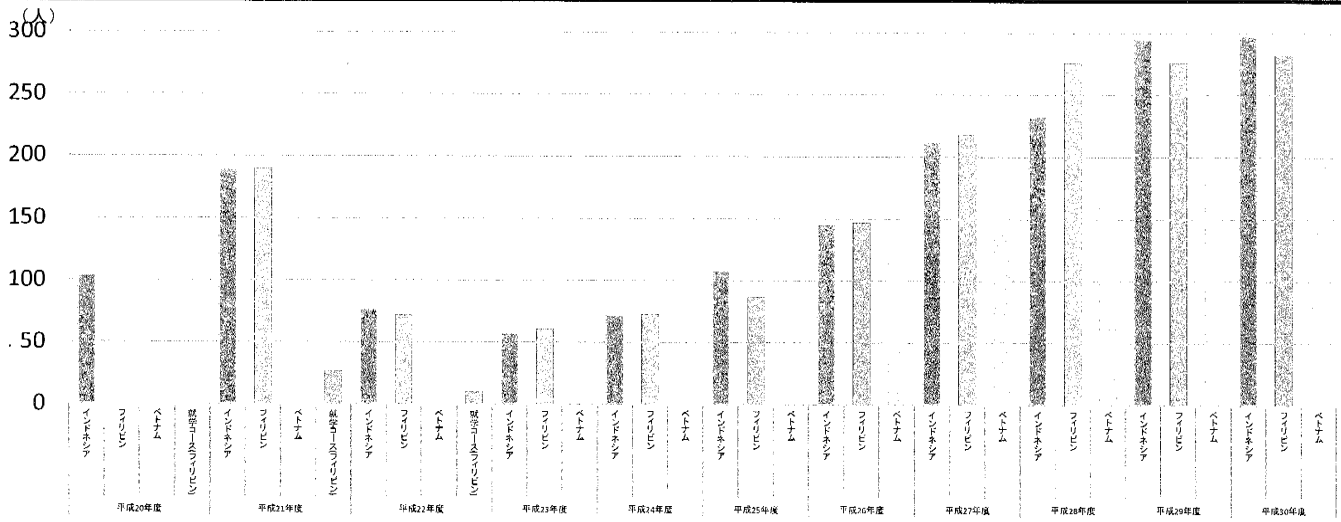
(※1)一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。
 (平成23年3月、平成25年2月、平成27年2月、平成29年2月の閣議決定による。)

(※2)帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。

注)【 】内は在留資格を示す。

介護福祉士候補者受入れ人数の推移

OEPAに基づく介護福祉士候補者の累計受入れ人数は4,300人超。



入国年度		フィリピン 受入れ開始					ベトナム 受入れ開始						累計
入国年度		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
介護	インドネシア	104	189	77	58	72	108	146	212	233	295	298	1,792
	フィリピン(就労)	-	190	72	61	73	87	147	218	276	276	282	1,682
	ベトナム	-	-	-	-	-	-	117	138	162	181	193	791
	合計	104	379	149	119	145	195	410	568	671	752	773	4,265
	フィリピン(就学)	-	27	10	-	-	-	-	-	-	-	-	37

※ 国内労働市場への影響を考慮して設定された受入れ最大人数は各国300人/年(インドネシア、フィリピンについては、受入れ開始当初は2年間で600人)。
 ※ フィリピン就学コースは平成23年度以降送り出しが行われておらず、ベトナムは平成26年度の受入れ開始当初から送り出しが行われていない。

介護福祉士候補者への学習支援及び試験上の配慮

訪日前	訪日後	受入れ施設での就労・研修中	介護福祉士国家試験の受験 全ての漢字へのふりがな付記、難解な表現の言換え、疾病名等への英語併記、試験時間の延長(看護 1.3倍 介護 1.5倍)
日本語研修 インドネシア・フィリピン 訪日前12カ月間 ベトナム 訪日前6カ月間	【訪日後日本語研修】 ・インドネシア・フィリピン = 訪日後6カ月間 ・ベトナム = 訪日後2.5カ月間 【介護導入研修】 ※訪日後日本語研修期間の内10日間 ○ 概要 介護福祉士候補者に対し受入れ施設での就労前に実施する介護分野の基礎研修 ○ 研修時間 40時間以上 ○ 研修科目例 [介護] 介護の基本、生活支援技術(移動の介護、食事の介護、排せつの介護、衣服の着脱の介護、入浴・身体の清潔の介護等)	1 受入れ施設における学習・指導経費の支援 ○ 候補者の学習支援(候補者一人当たり) ※ 日本語講師や養成校教員の受入れ、日本語学校への通学等(235千円以内/年) (1)日本語講師や養成校教員等の受入れ施設への派遣 (2)日本語学校への通学 (3)模擬試験や介護技術講習会への参加 (4)学習支援に必要な備品購入費 ※ 喀痰吸引等研修の受講に係る経費(95千円以内/年、日本での滞在期間中一回のみ) ○ 研修担当者への支援(1病院・1施設当たり) ※ 研修担当者の手当等(80千円以内/年) 2 外国人介護福祉士候補者学習支援事業 (1)日本語、介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修 (2)介護分野の専門知識に関する通信添削指導 (3)介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援(模擬試験・通信添削指導の実施、学習相談窓口の設置) 3 国際厚生事業による受入支援 (1)巡回訪問指 (2)相談窓口の設置 (3)日本語・漢字統一試験 (4)受入れ施設担当者向けの説明会 (5)過去の国家試験問題の翻訳(インドネシア語、英語、ベトナム語)版の提供 (6)学習教材の配布(全12冊)(20年度から順次冊数を追加) (7)就労開始から国家試験までの日本語段階別の「学習プログラム」提示 (8)受入れ施設が作成する研修計画・研修プログラムのための標準的かつ具体的な学習プログラムの提示	

介護に従事する外国人の受入れ(在留資格「介護」の創設)

背景

- 要介護者 608万人(H27年度)
- 介護従事者 183万人(H27年度)
- 今後の需要 H37年度に約250万人必要

★質の高い介護に対する要請
 高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

★介護分野における留学生の活躍支援
 現在、介護福祉士養成施設(=大学、専門学校等)の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就けない。

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)
 担い手を生み出す～女性の活躍促進と働き方改革
 外国人が日本で活躍できる社会へ

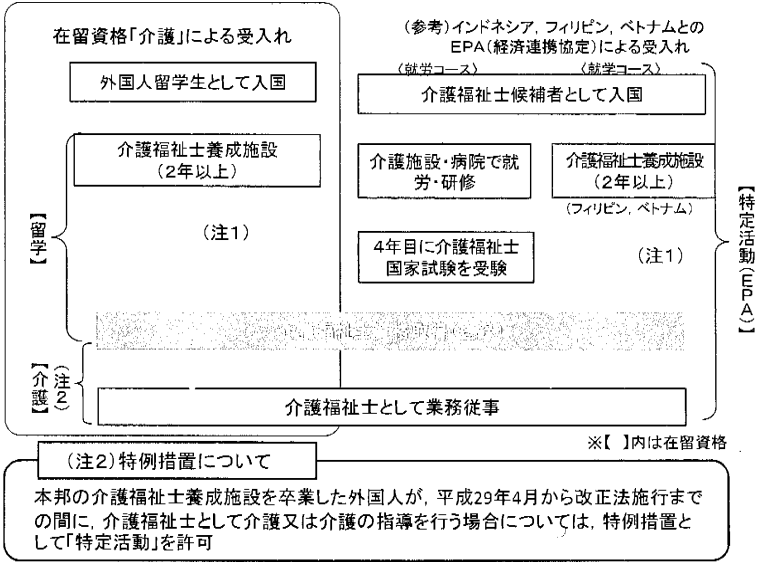
(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討)
 ○我が国で学ぶ外国人留学生在、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。

(参考)
 介護福祉士登録者数
 139.8万人(H27年度)
 介護福祉士養成施設数
 379校(H27年4月)

(注1)平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となる。ただし、平成33年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

在留資格「介護」の創設

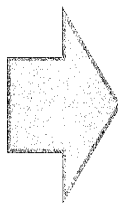
入管法別表第1の2に以下を追加		平成29年9月1日施行
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	



在留資格「介護」の上陸基準省令の見直し

現状

- 本邦の介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の資格を取得した者（養成施設ルート）に、在留資格「介護」を決定



見直しの方向性

- 養成施設ルート以外にも、実務経験ルートで介護福祉士の資格を取得した者にも、在留資格「介護」を決定

「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)における関連記載

- アジア健康構想の下、介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格（介護）を認めることや、海外における日本語習得環境の整備を通じ、介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図る。

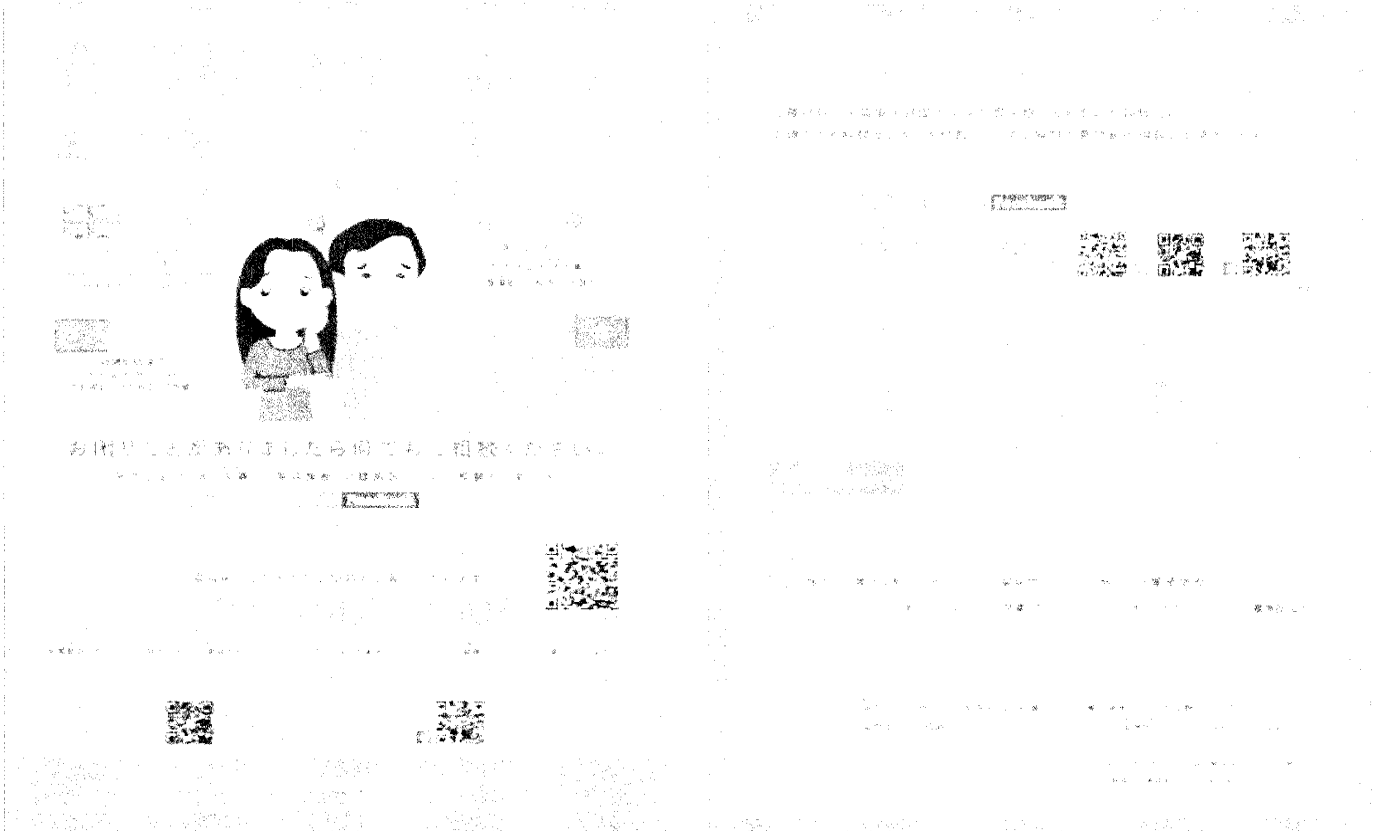
(参考)現行法令

- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）別表第一の二

介護 本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

- 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動 申請人が次のいずれにも該当していること。
 一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当すること。
 二 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

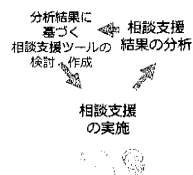


※「介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業」(平成30年度厚生労働省予算事業)において実施

本事業は、外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を行うとともに、介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を実施することにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

1. 相談支援等の実施

- 外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。
- 相談支援の実施を通じて、介護業務に従事する外国人の相談内容等を集約・分析し、その実態を把握する。実態把握を踏まえて、介護業務に従事するにあたっての主な課題に対する支援方針を検討し、その結果をとりまとめ、相談支援マニュアルを作成する。
- 全国複数ブロックにおいて、外国人介護人材を対象とした相談会を開催する。等



2. 1号特定技能外国人への支援等の実施

- 介護分野における1号特定技能外国人の受入施設に対して巡回訪問を実施。巡回訪問では、外国人の雇用状況や就労状況、受入施設における外国人材に対する支援の実施状況等についての情報収集等を行い、必要に応じて受入施設への助言等を行う。
- 介護分野特定技能協議会（仮称）の業務支援の実施。等

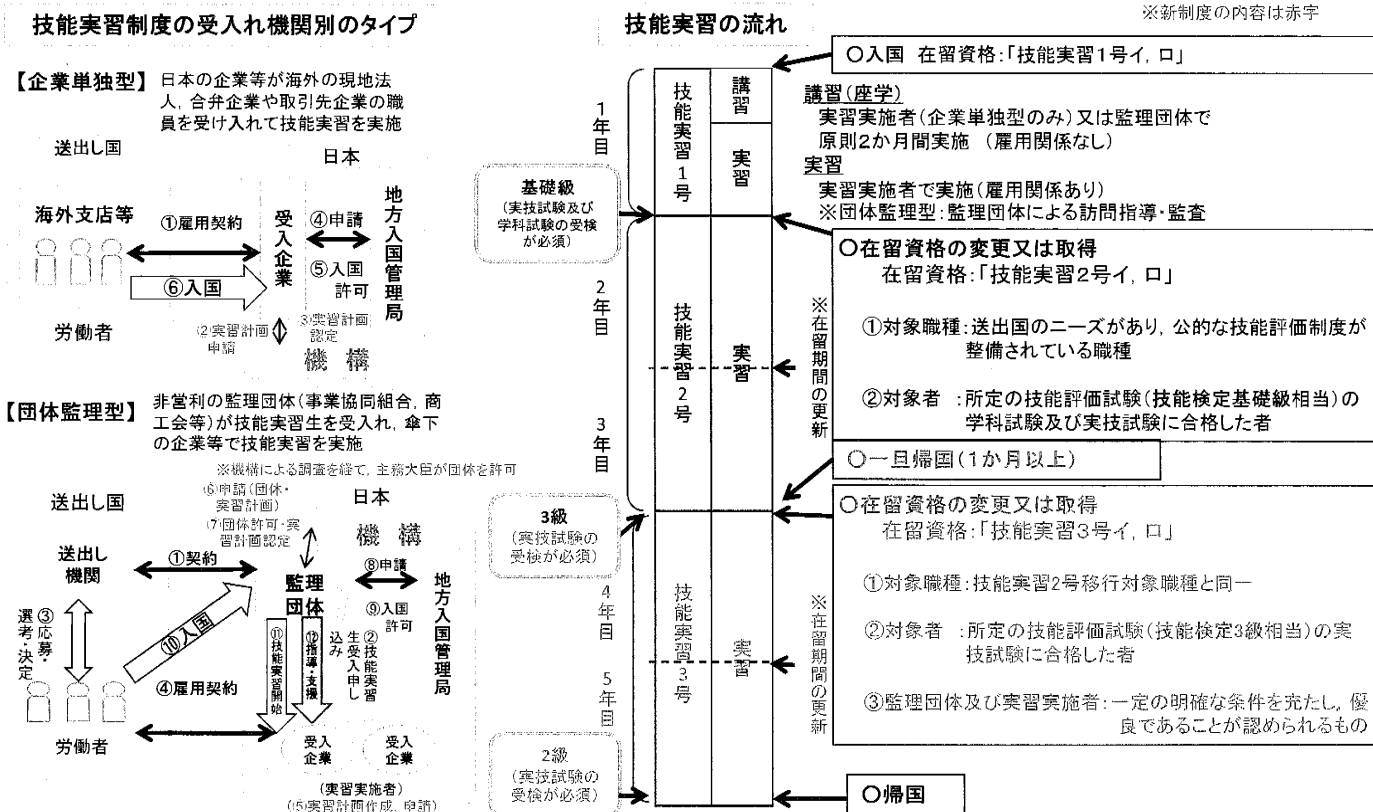


補助率	定額補助
実施主体	民間団体（公募による選定）

技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約28万人在留している。
※平成30年6月末時点

※新制度の内容は赤字



技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入に当たっての要件は、下記のとおり。（「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成27年2月4日）での提言内容に沿って設定。）
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

介護固有要件	コミュニケーション能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目(入国時)は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 (参考)「N3」:日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」:基本的な日本語を理解することができる (日本語能力試験・独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施)
	国内の介護実習者の対象施設の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設) ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
	※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員(常勤介護職員)の総数に応じて設定(常勤介護職員の総数が上限)。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 (※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
技能実習評価試験	監理団体による監理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
	一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする	<ul style="list-style-type: none"> ・必須業務＝身体介護(入浴、食事、排泄等の介助等)・関連業務＝身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)、間接業務(記録、申し送り等) ・周辺業務＝その他(お知らせなどの掲示物の管理等)
	各年の到達水準	<ul style="list-style-type: none"> ・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

技能実習生に関する要件

技能実習制度本体(主な要件)

- 18歳以上であること。
- 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。
- 帰国後、修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- 企業単独型技能実習の場合にあつては、申請者の外国にある事業所又は申請者の密接な関係を有する外国の機関の事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。
- 団体監理型技能実習の場合にあつては、従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。(※)
- 団体監理型技能実習の場合にあつては、本国の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること。
- 同じ技能実習の段階に係る技能実習を過去に行つたことがないこと。

「介護」職種

<技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。>

- 技能実習生が次の要件を満たすこと。(日本語能力要件)

第1号技能実習 (1年目)	日本語能力試験のN4に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※1であること。
第2号技能実習 (2年目)	日本語能力試験のN3に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※2であること。

【※1】日本語能力試験との対応関係が明確にされている日本語能力を評価する試験(例「J.TEST実用日本語検定」「日本語NAT-TEST」)における日本語能力試験N4に相当するものに合格している者

【※2】上記と同様の日本語能力試験N3に相当するものに合格している者

(※)同等業務従事経験(いわゆる職歴要件)については例えば、以下の者が該当する。

- ・ 外国における高齢者若しくは障害者の介護施設等において、高齢者又は障害者の日常生活上の世話、機能訓練又は療養上の世話等に従事した経験を有する者
- ・ 外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
- ・ 外国政府による介護士認定等を受けた者

実習実施者・実習内容に関する要件

技能実習制度本体(主な要件)

- 技能実習を行わせる事業所ごとに、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であって、自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習を修了したもののなかから、技能実習責任者を選任していること。
- 技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有するものの中から技能実習指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の生活の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者の中から生活指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと。

「介護」職種

<技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。>

- 技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者(※看護師等)であること。
- 技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員を選任していること。
- 技能実習を行わせる事業所が、介護等の業務(利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。)を行うものであること。
- 技能実習を行わせる事業所が、開設後3年以上経過していること。
- 技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあっては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。
(※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
- 技能実習を行う事業所における技能実習生の数が一定数を超えないこと。
- 入国後講習については、基本的な仕組みは技能実習法本体によるが、日本語学習(240時間(N3程度取得者は80時間。))と介護導入講習(42時間)の受講を求めることとする。また、講師に一定の要件を設ける。

対象施設

【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理したもの】 (白:対象 緑:一部対象 灰色:対象外又は現行制度において存在しない。)

児童福祉法関係の施設・事業	生活サポート	指定介護予防訪問入浴介護
知的障害児施設	経過的デイサービス事業	指定認知症対応型共同生活介護
自閉症児施設	訪問入浴サービス	指定介護予防認知症対応型共同生活介護
知的障害児通園施設	地域活動支援センター	介護老人保健施設
盲児施設	精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)	指定通所リハビリテーション
ろうあ児施設	在宅重度障害者通所支援事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る)	指定介護予防通所リハビリテーション
難聴幼児通園施設	知的障害者通所支援事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る)	指定短期入所療養介護
肢体不自由児施設	居宅介護	指定介護予防短期入所療養介護
肢体不自由児通園施設	重度訪問介護	指定特定施設入居者生活介護
肢体不自由児療養施設	行動支援	指定介護予防特定施設入居者生活介護
重症心身障害児施設	同行支援	指定地域密着型特定施設入居者生活介護
重症心身障害児(者)通園事業	外出介護(平成18年9月までの事業)	サービス付き高齢者向け住宅※3
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの)	移動支援事業	第1号訪問事業
児童発達支援	老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	指定訪問介護
放課後等デイサービス	第1号通所事業	指定介護予防訪問介護
障害児入所施設	老人デイサービスセンター	指定夜間対応型訪問介護
児童発達支援センター	指定通所介護(指定療養通所介護を含む)	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
保育所等訪問支援	指定地域密着型通所介護	生活保護法関係の施設
障害者総合支援法関係の施設・事業	指定介護予防通所介護	救護施設
障害者デイサービス事業(平成18年9月までの事業)	指定認知症対応型通所介護	更生施設
短期入所	指定介護予防認知症対応型通所介護	その他の社会福祉施設等
障害者支援施設	老人短期入所施設	地域福祉センター
療養介護	指定短期入所生活介護	隣保館デイサービス事業
生活介護	指定介護予防短期入所生活介護	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
児童デイサービス	養護老人ホーム※1	ハンセン病療養所
共同生活介護(ケアホーム)	特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)	原子爆弾被爆者養護ホーム
共同生活援助(グループホーム)	軽費老人ホーム※1	原子爆弾被爆者デイサービス事業
自立訓練	ケアハウス※1	原子爆弾被爆者ショートステイ事業
就労移行支援	有料老人ホーム※1	労災特別介護施設
就労継続支援	指定小規模多機能型居宅介護※2	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業
知的障害者支援施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通園施設・知的障害者福祉工場)	指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2	家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限る)
身体障害者更生支援施設(身体障害者更生施設・身体障害者療養施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場)	指定複合型サービス※2	病院又は診療所
福祉ホーム	指定訪問入浴介護	病院
身体障害者自立支援	※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設を対象とする。	診療所
日中一時支援	※2 訪問系サービスに従事することは除く。	
	※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。	

技能実習生の人数枠

受け入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）した数を超えることができない。

<団体監理型の場合>

技能実習生の人数	介護施設等（常勤介護職員）		介護施設等（常勤介護職員）	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
1	1	1	1	1
2	1	2	2	2
3	1	3	2	3～10
4	2	6	4	11～20
5	3	9	6	21～30
6	4	12	8	31～40
7	5	15	10	41～50
8	6	18	12	51～71
9	6	18	12	72
10	10	30	20	101～119
11	10	30	20	120
12	15	45	30	180
	常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

※ 法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業単独型技能実習も同様。

<企業単独型の場合>

技能実習生の人数	介護施設等（常勤介護職員）		介護施設等（常勤介護職員）	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
	常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

入国後講習の教育内容と時間数について

○ 介護においては、基本的には、技能実習制度本体の仕組みによるが、日本語と介護導入講習については、以下の内容によることとする。（入国前講習を行った場合には、内容に応じて時間数を省略できる。）

講習内容		①日本語		②介護導入講習	
科目※	時間数	教育内容	時間数(※2)	教育内容	時間数
日本語【詳細は①】	240	総合日本語	100(90)	介護の基本Ⅰ・Ⅱ	6
介護導入講習【詳細は②】	42	聴解	20(18)	コミュニケーション技術	6
法的保護等に必要情報	8※1	読解	13(11)	移動の介護	6
生活一般	—	文字	27(24)	食事の介護	6
総時間数	320※1	発音	7(6)	排泄の介護	6
		会話	27(24)	衣服の着脱の介護	6
		作文	6(5)	入浴・身体の清潔の介護	6
		介護の日本語	40(36)	合計	42
		合計	240		

(※1) 技能実習制度本体上で定められているもの。
総時間数については、第1号技能実習の予定時間全体の1/6(入国前講習を受けた場合は1/12)以上とされている。(320時間については目安として記載。)

(※2) 日本語科目の各教育内容の時間数については上記を標準として、設定。()内に記載した時間数が最低限の時間数として求められる。

N3程度以上を有する技能実習生については、①日本語のうちの「発音」「会話」「作文」「介護の日本語」について合計で80時間以上の受講を要件とする。各教育内容の時間数については、上記と同様。

入国後講習の講師要件について

日本語(※)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学又は大学院で日本語教育課程を履修し、卒業又は修了した者 ○ 大学又は大学院で日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得して卒業又は修了した者 ○ 日本語教育能力検定試験に合格した者 ○ 学士の学位を有し、日本語教育に関する研修で適当と認められるものを修了したもの ○ 海外の大学又は大学院で日本語教育課程を履修し、卒業又は修了した者 ○ 学士の学位を有する者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事した経験を有し、かつ、現に日本語教育機関の日本語教員の職を離れていないもの
--------	--

(※)「日本語教育機関の告示基準」(法務省入国管理局平成28年7月22日策定)、「日本語教育機関の告示基準解釈指針」に示されている在留資格「留学」による留学先として認められる日本語教育機関の講師の要件を基にしている。

介護導入講習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護福祉士養成施設の教員として、介護の領域の講義を教授した経験を有する者 ○ 福祉系高校の教員として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者 ○ 実務者研修の講師として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者 ○ 初任者研修の講師として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者 ○ 特例高校の教員として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者
--------	---

入国前講習について

- 技能実習制度本体において、1か月以上の期間かつ160時間以上の入国前講習を行えば、入国後講習は1か月に短縮可能とされている。
- 介護職種については、日本語科目について240時間以上(N3取得者の場合は80時間以上)、介護導入講習について42時間以上の講義を行う必要があるが、入国前講習において、各科目について所定の時間数の2分の1以上の時間数の講義を行った場合には、入国後講習において2分の1を上限として各科目の時間数を短縮できる。(各教育内容については講義を行った時間数の分だけ短縮可能。)
- 入国後講習の時間数を短縮する場合については、入国前講習における教育内容と講師が入国後講習と同様の要件を満たしている必要がある。ただし、入国前講習の日本語科目の講義については、「外国の大学又は大学院を卒業し、かつ、申請の日から遡り3年以内の日において外国における日本語教育機関の日本語教員として1年以上の経験を有し、現に日本語教員の職を離れていない者」も講師として認められる。

<入国後講習の一部を免除する場合の具体例>

【入国前】(※総合日本語、聴解、読解、文字を行う場合)

科目	時間数
総合日本語	70
聴解	20
読解	10
文字	20
発音	0
会話	0
作文	0
介護の日本語	0
合計	120



【入国後】

科目	時間数
総合日本語	30(100)
聴解	0(20)
読解	3(13)
文字	7(27)
発音	7
会話	27
作文	6
介護の日本語	40
合計	120

()内の時間数は告示で標準として示した時間数

技能実習制度本体(主な要件)

- 次に掲げる本邦の営利を目的としない法人であること。
 - (1)商工会議所※ (2)商工会※ (3)中小企業団体※ (4)職業訓練法人 (5)農業協同組合※ (6)漁業協同組合※
 - (7)公益社団法人 (8)公益財団法人
 - (9)その他、監理事業を行うことについて特別の理由があり、かつ、重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの。
- ※ その実習監理を受ける実習実施者が当該団体の会員である場合に限る。
- 技能実習計画の作成の指導に当たっては、適切かつ効果的に技能等を修得等をさせる観点からの指導については、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させること。

「介護」職種

<以下の要件を満たす必要がある。>

- 次のいずれかに該当する法人であること。
 - ① 商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、公益社団法人又は公益財団法人
 - ※ 技能実習制度本体上、商工会議所、商工会、中小企業団体の場合は、その実習監理を受ける介護職種の実習実施者が組合員又は会員である場合に限る。
 - ② 当該法人の目的に介護事業の発展に寄与すること等が含まれる全国的な医療又は介護に従事する事業者から構成される団体(その支部を含む。)であること。
- その役職員に介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等(※看護師等)がいるものであること。
- 「介護」職種における第3号技能実習の実習監理及び受入人数枠拡大の可否(いわゆる「介護」職種における優良要件)は、「介護」職種における実績等を基に判断すること。

介護職種における優良な監理団体の要件

	項目	配点
①介護職種における団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制	I 介護職種の実習実施者に対して監理団体が行う定期的な監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること。	・有 : 5点
	II 介護職種の監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う介護職種の実習実施者の比率	・1:5未満 : 15点 ・1:10未満 : 7点
	III 介護職種の実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること	・有 : 5点
	IV 帰国後の介護職種の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること。	・有 : 5点
	V 介護職種の技能実習生のあつせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること。	・有 : 5点
	VI 帰国後の介護職種の技能実習生に関し、送出機関と連携して、就職先の把握を行っていること。	・有 : 5点

得点が満点(80点)の6割以上となる監理団体は介護職種の優良な監理団体の基準に適合することとなる。
(※ 前提として全職種共通の優良な監理団体の要件を満たしている必要がある。)

	項目	配点
②介護職種における技能等の修得等に係る実績	I 過去3年間の初級の介護技能実習評価試験の学科試験及び実技試験の合格率	・95%以上:10点 ・80%以上95%未満:5点 ・75%以上80%未満:0点 ・75%未満:-10点
	II 過去3年間の専門級、上級の介護技能実習評価試験の合格率 <計算方法> 分母:技能実習生の2号・3号修了者数 一うちやむを得ない不受検者数 分子:(専門級合格者数+上級合格者数×1.5)×1.2	・80%以上:20点 ・70%以上80%未満:15点 ・60%以上70%未満:10点 ・50%以上60%未満:0点 ・50%未満:-20点
	III 直近過去3年間の専門級、上級の介護技能実習評価試験の学科試験の合格実績 * 専門級、上級で分けて、合格人数を輩出:5点 * 1の実習実施者から合格者を輩出:3点	・2以上の実習実施者から合格者を輩出:5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出:3点
	IV 技能検定等の実施への協力 * 傘下の実習実施者が、介護技能実習評価試験の試験評価者を社員等の中から輩出している場合を想定	・1以上の実習実施者から協有力有:5点

新たな技能実習制度における申請等件数

1 監理団体許可（平成30年12月末現在）

申請件数	許可件数
2,573件（うち介護職種535件）	2,422件（うち介護職種476件） うち一般監理事業（※1）1,064件（介護職種212件） うち特定監理事業（※2）1,358件（介護職種264件）

（※1）一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

（※2）特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

2 技能実習計画認定（平成30年12月末現在）

区分	申請件数	認定件数
企業単独型（※3）	11,983件（うち介護41件）	11,381件（うち介護5件）
団体監理型（※4）	398,596件（うち介護1,475件）	371,859件（うち介護941件）
計	410,579件（うち介護1,516件）	383,240件（うち介護946件）

（※3）企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。

（※4）団体監理型とは、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」 （平成30年6月15日閣議決定）

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

4. 新たな外国人材の受入れ

（従来の外国人材受入の更なる促進）

介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組み……について検討を進める。

～介護職種の技能実習生の日本語学習をサポートしています～

介護職種の技能実習生の受入れについて、実習生が円滑に技能を修得できるよう、実習生の日本語学習をサポートするためのWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」を公開しています。

WEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」の特徴

- 介護の技能実習生の日本語学習をサポート [無料で利用できます]
- 監理団体や実習実施担当者が実習生の学習管理を行うことができます
- 技能実習生の自己学習を促します
- 順次、コンテンツの多言語対応を進めています (※)

※2019年3月現在、英語、インドネシア語、ベトナム語、中国語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語に対応しています。

「にほんごをまなぼう」 ➤ <https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/>

④ 監理団体がコンテンツを利用する際の申請手順は次のとおりです。

- | | |
|-------------------|--|
| 1. 利用申請 | : 監理団体利用申請ページ (https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/register.aspx)から団体情報を登録します。 |
| 2. 利用登録完了 | : 利用申請の後、メールで通知されたURL、ID、パスワードを使ってログインします。 |
| 3. 実習実施担当者・実習生の登録 | : 実習実施担当者や実習生の情報を登録します。 |
| 4. 実習生の学習管理 | : 監理団体、実習実施担当者が実習生の学習状況を確認できます。
(実習生が立てる目標の確認、テストの採点、テスト結果の確認、目標の進捗等) |

平成31年度
予算(案)事業



介護の日本語学習支援等事業

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

事業実施内容

1. 自己学習のためのWEBコンテンツの開発・運用等

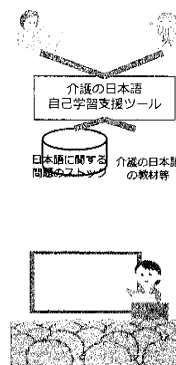
- 外国人介護人材が介護の日本語学習を自立的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツを開発・運用を行う。WEBコンテンツは入国前から利用できるようにする。
- WEBコンテンツの活用状況(学習進捗状況や学習時間等)を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

2. 学習用テキストの作成

- 介護の日本語に関する学習教材(介護技能評価試験や介護日本語評価試験の学習に資するものを想定)を作成し、教材は必要に応じて多言語化する。

3. 外国人介護人材受入施設職員等を対象にした講習会の開催

- 外国人介護人材の受入施設職員等を対象にして、介護の日本語学習支援を効果的に行うための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。等



補助率	定額補助
実施主体	民間団体(公募による選定)

1 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)

経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。

2 経済財政諮問会議での総理大臣指示(平成30年2月20日)

「深刻な人手不足が生じて」おり、「専門的・技術的な外国人受入れの制度の在り方について、早急に検討を進める必要がある。」「在留期間の上限を設定し、家族の帯同は基本的に認めないといった前提条件の下、真に必要な分野に着目しつつ、制度改正の具体的な検討を(中略)開始していただきたい。」

3 タスクフォースの設置(平成30年2月23日)

経済財政諮問会議における総理大臣の御発言を受け、2月23日、関係省庁の局長級で構成するタスクフォースを設置。2月23日から5月29日までの間にタスクフォースを2回開催したほか、関係省庁の課長級で構成する幹事会を8回開催

4 経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)(平成30年6月15日閣議決定)

「従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。」

5 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催(平成30年7月24日設置)

一定の専門性・技能を有する新たな外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催

○アベノミクスの推進により、日本経済が大きく改善する中、成長から分配への経済の好循環が着実に回りつつあるところ、有効求人倍率は、1970年代以来44年ぶりの高さとなり、全都道府県で1を超える状態が続くとともに、失業率は25年ぶりの水準まで低下している。労働参加率は女性や高齢者を中心に上昇し、人口減少下にあっても、就業者数は5年で251万人増加した。一方で、企業の手不足感は、バブル期以来の水準にまで強まっている。

○2017年10月末現在、我が国の外国人労働者数は約128万人で、前年同期比18%の増加となり、2007年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新

出入国管理及び難民認定法 及び 法務省設置法 の一部を改正する法律の概要について

新たな外国人材受入れのための在留資格の創設

1 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

- (1) 特定技能1号: 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- (2) 特定技能2号: 同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

2 受入れのプロセス等に関する規定の整備

- (1) 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定
- (2) 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定
- (3) 具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定
- (4) 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定
- (5) 受入れの一時停止が必要となった場合の規定

3 外国人に対する支援に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- (2) 支援計画は、所要の基準に適合することを求める。

4 受入れ機関に関する規定の整備

- (1) 特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。
- (2) ①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。

5 登録支援機関に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機関に委託すれば、4(2)の基準に適合するものとみなされる。
- (2) 委託を受けて特定技能1号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。
- (3) その他登録に関する諸規定

6 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備

- (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定
- (2) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等
- (3) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関に対する改善命令規定

7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備

8 その他関連する手続・罰則等の整備

(注) 特定技能1号外国人: 特定技能1号の在留資格を持つ外国人、特定技能2号外国人: 特定技能2号の在留資格を持つ外国人、特定技能外国人: これらの外国人の総称

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

人材が不足している地域の状況に配慮

大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める

受入れ見込み数

分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	-
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

(※) 分野所管行政機関が定める試験等で確認

国内における取組等

法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底

国外における取組等

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる

人手不足状況の変化等への対応

○分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討

○向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用

治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

1号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援

転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施

▶雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記

▶出入国管理上の支障による措置 被送還者の自国民を引取義務を適切に履行していない国から受入れは行わない。その他、我が国の出入国管理上、支障を生じさせている国からの受入れについては慎重に対応する。

▶基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

分野別運用方針の概要（介護分野抜粋）

分野		介護
1 人手不足状況	受入れ見込数 (5年間の最大値)	60,000人
2 人材基準	技能試験	介護技能評価試験（仮） 【新設】等
	日本語試験	日本語能力判定テスト（仮）等 (上記に加えて) 介護日本語評価試験（仮）等
3 その他重要事項	従事する業務	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） (注) 訪問系サービスは対象外 〔1試験区分〕
	雇用形態	直接
	受入れ機関に対して特に課す条件	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定

(注1) 2018年12月21日現在における各分野の特定技能1号の検討状況について記載したもの

(注2) 2019年4月1日から制度の運用を開始予定

新たな外国人材受入れに関する政省令の骨子案(イメージ)

H30年12月

1 新たに設ける省令(2省令)

① 契約、受入れ機関、支援計画等の基準に関する省令

- 受入れ機関が外国人と結ぶ契約が満たすべき基準(法第2条の5第1項)
 - ・ 報酬額は、日本人が従事する場合の額と同等以上であること
 - ・ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させること
 - ・ 外国人が帰国旅費を負担できなければ、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずること など
- 受入れ機関が満たすべき基準(法第2条の5第3項)
 - ・ 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
 - ・ 特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
 - ・ 行方不明者を発生させていないこと
 - ・ 欠格事由(前科、暴力団関係、不正行為等)に該当しないこと
 - ・ 労働者派遣をする場合には、派遣先が上記各基準を満たすこと
 - ・ 保証金を徴収するなどの悪質な紹介業者等の介在がないこと
 - ・ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
 - ・ 中長期在留者の受入れを適正に行った実績があることや中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員が在籍していること等(＊)
 - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を確保していること(＊)
 - ・ 支援責任者等が欠格事由に該当しないこと(＊) など
 - (注) 上記のうち＊を付した基準は、登録支援機関に支援を委託する場合には不要
- 支援計画が満たすべき基準等(法第2条の5第6項等)
 - ※ 基本方針記載の支援の内容を規定

② 分野、技能水準に関する省令

- 受入れ対象分野、技能水準(法別表第1の2の表の特定技能の項)
 - ※ 分野別運用方針を反映させた形で規定
 - 2号は建設、造船、船用工業のみ

(注) 新たな外国人材受入れに関する政令としては、登録支援機関の登録手数料額、登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備

2 既存の省令の改正(2省令)

① 上陸基準省令

- 外国人本人に関する基準(法第7条第1項第2号)
 - ・ 1号特定技能外国人:業務に必要な技能水準及び日本語能力水準
 - (注) 技能実習2号を修了した外国人については試験を免除
 - ・ 2号特定技能外国人:業務に必要な技能水準
 - ・ 紹介業者等から保証金の徴収等をされていないこと
 - ・ 特定技能外国人が18歳以上であること など

② 出入国管理及び難民認定法施行規則

- 受入れ機関の届出事項・手続等(法第19条の18第1項等)
 - ・ 報酬の支払状況や離職者数等
- 登録支援機関の登録に関する規定等(法第19条の26第1項等)
 - ・ 中長期在留者の受入れを適正に行った実績があることや中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員が在籍していること等
 - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を確保していること など
- その他
 - ・ 1号特定技能外国人の在留期間は通算で5年
 - ・ 1回当たりの在留期間(更新可能)は、
1号特定技能外国人 1年、6か月又は4か月
2号特定技能外国人 3年、1年又は6か月 など

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(概要)

平成30年12月25日
外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議
総額224億円(注)

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行) → 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する。今後も対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
 - 「国民の声」を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取
- (2) 啓発活動等の実施
 - 全ての人が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

- (1) 暮らしやすい環境づくり
 - ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
 - 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設(「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」(全国約100か所、11言語対応)の整備)【20億円】
 - 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」(11言語対応)の作成・普及
 - 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進
 - ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
 - 外国人材の受入れ支援及び共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
 - 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
- (2) 生活サービス環境の改善等
 - ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
 - 医療通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対談協議会の設置等により全ての居住者において外国人患者が安心して受診できる体制を整備【17億円】
 - 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内の多言語化の支援
 - 緊急発生時の情報発信・救急等の充実
 - 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図閲覧、報告音等)
 - 三者間即時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成
 - ② 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法務トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実
 - 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
 - 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
 - 消費生活センター(「188番」)、法テラス、人権相談機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応
 - 住居確保のための相談支援
 - 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国人材の賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応)
 - 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録、住宅情報提供、居住支援等の促進
 - ③ 金融・通信サービスの利便性の向上
 - 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
 - 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底
- (3) 円滑なコミュニケーションの実現
 - ① 日本語教育の充実
 - 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開(地域日本語教育の協働体制づくり支援、日本語教育空白地域の解消支援等)【6億円】
 - 多様な学習形態のニーズへの対応(多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間大学等の設置促進等)
 - 日本語教育の標準等の作成(日本版CEFR(言語のためのヨーロッパ共通参照枠))
 - 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備
 - ② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理
 - 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化(出席率や不法残留者割合等の採算基準の厳格化、日本語能力に達しない試験の合格率等による教員基準の導入等)
 - 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
 - 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
 - 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

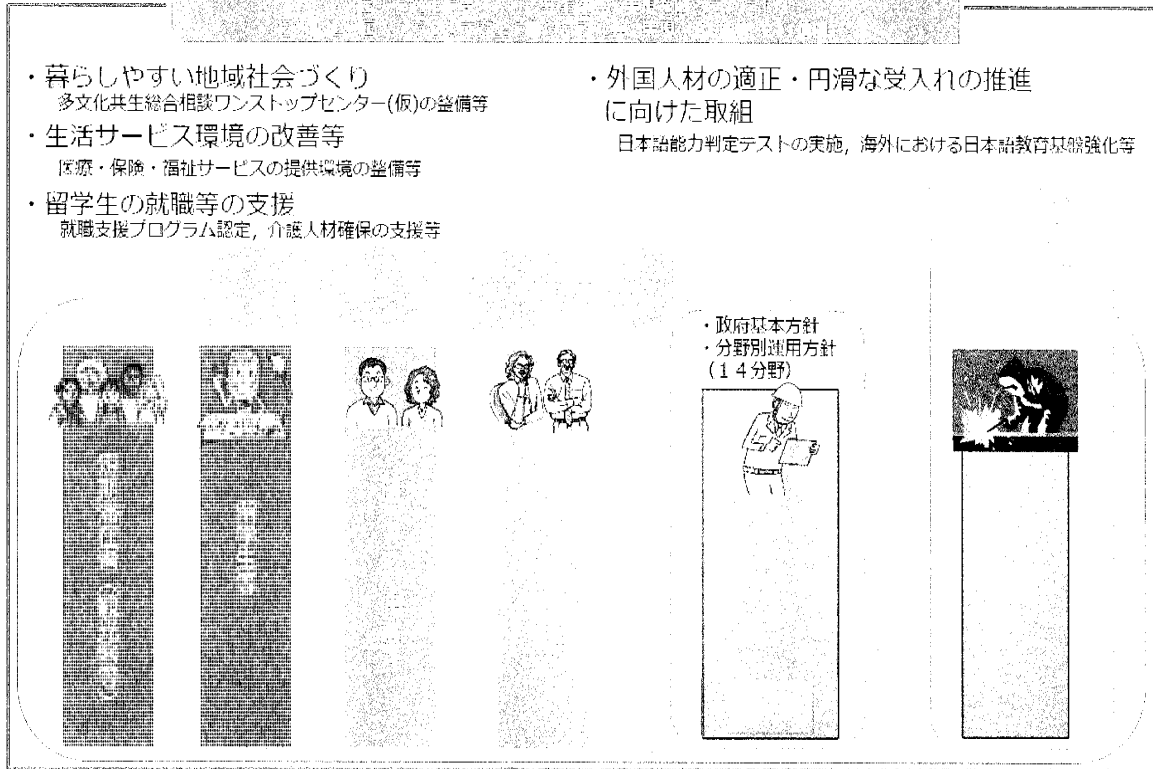
- (4) 外国人労働者の雇用の促進
 - 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
 - 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備(ICT活用、多様な主体との連携)
 - 教員等の資質能力の向上(研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進)
 - 地元企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】
- (5) 留学生の活躍の支援
 - 大企業・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
 - 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡便化
 - 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等【6億円】
 - 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
 - 産学に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
 - 産学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・模範例の共有
- (6) 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保
 - 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応(8言語対応)
 - 「外国人労働者相談コーナー」「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進、相談体制の拡充
- (7) 地域での安定した就労の支援
 - ハローワークにおける多言語対応の推進(11言語対応)と地域における再就職支援
 - 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の拡充
- (8) 社会保険への加入促進等
 - 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
 - 医療保険の適正な利用の確保(被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不遇事案対応等)
 - 納税義務の正確な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

- (1) 悪質な仲介事業者等の排除
 - 二国間の政府間文書の作成(9か国)とこれに基づく情報共有の実施
 - 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者(プロカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
 - 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実
- (2) 海外における日本語教育の充実等
 - 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT(Computer Based Testing)により厳正に実施(9か国)
 - 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)【34億円】
 - 在外公館等による情報発信の充実

新たな在留管理体制の構築

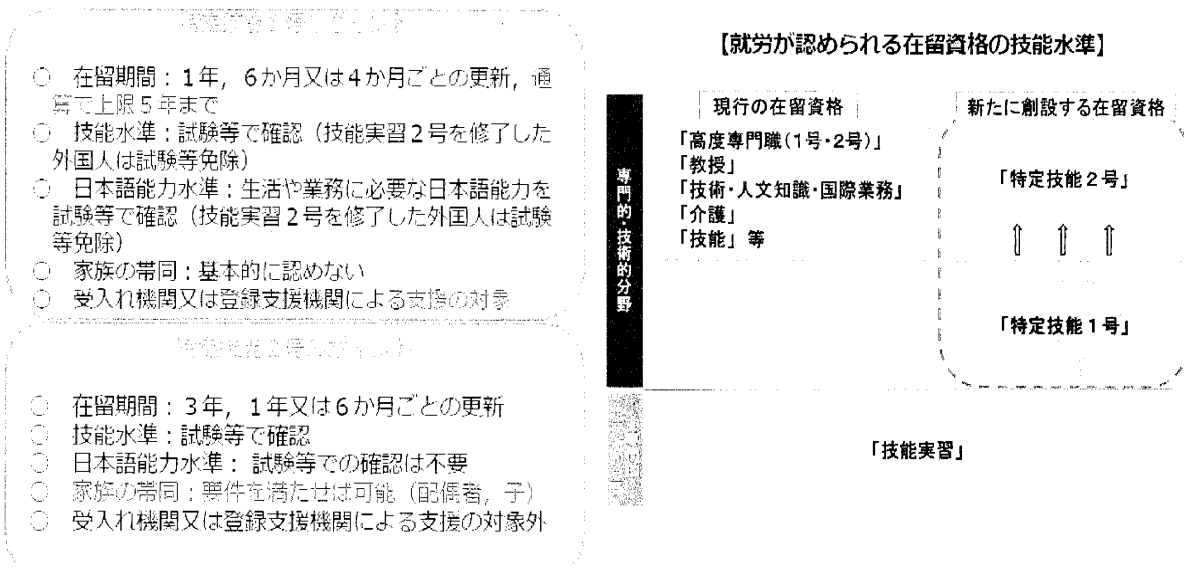
- (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
 - 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
 - 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間(2週間~1か月)の短縮
- (2) 在留管理態勢の強化
 - 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
 - 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の実施・活用
 - 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】
- (3) 不法残留者等の対応強化
 - 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】
 - 技能実習に係る失業者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失業者等の感情調査・対応



制度概要 ①在留資格について

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、
(14分野) 建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業
(特定技能2号は下部の2分野のみ受入れ可)



受入れ機関について

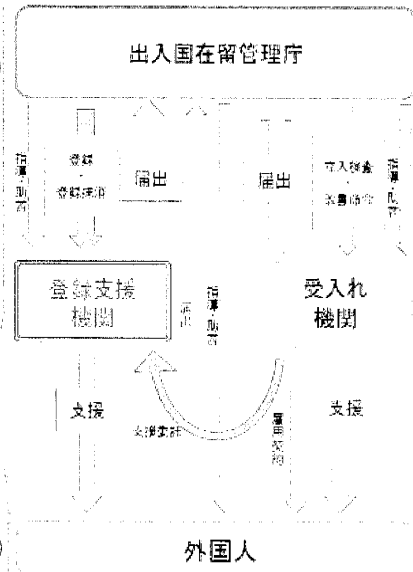
1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切 (例: 報酬額が日本人と同等以上)
- ② 機関自体が適切 (例: 5年以内に出入国・労働法令違反がない)
- ③ 外国人を支援する体制あり (例: 外国人が理解できる言語で支援できる)
- ④ 外国人を支援する計画が適切 (例: 生活オリエンテーション等を含む)

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行 (例: 報酬を適切に支払う)
- ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①~③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。



登録支援機関について

1 登録を受けるための基準

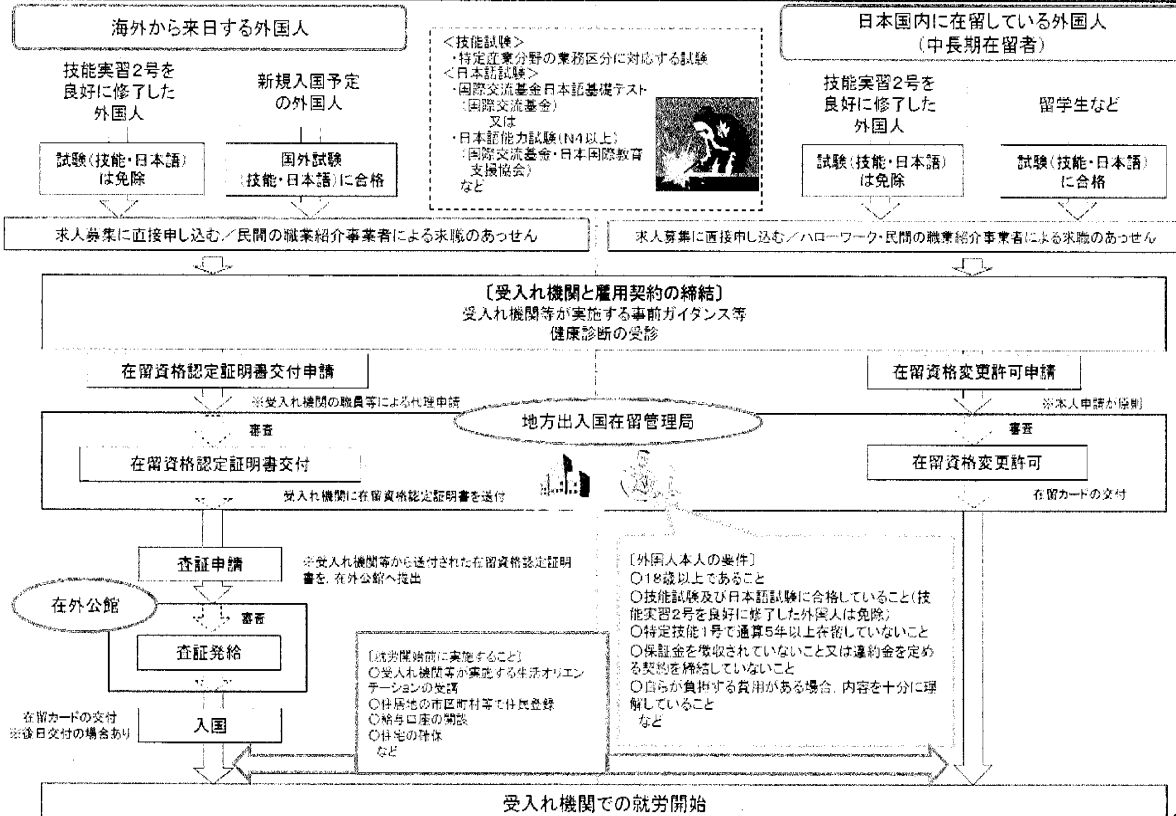
- ① 機関自体が適切 (例: 5年以内に出入国・労働法令違反がない)
- ② 外国人を支援する体制あり (例: 外国人が理解できる言語で支援できる)

2 登録支援機関の義務

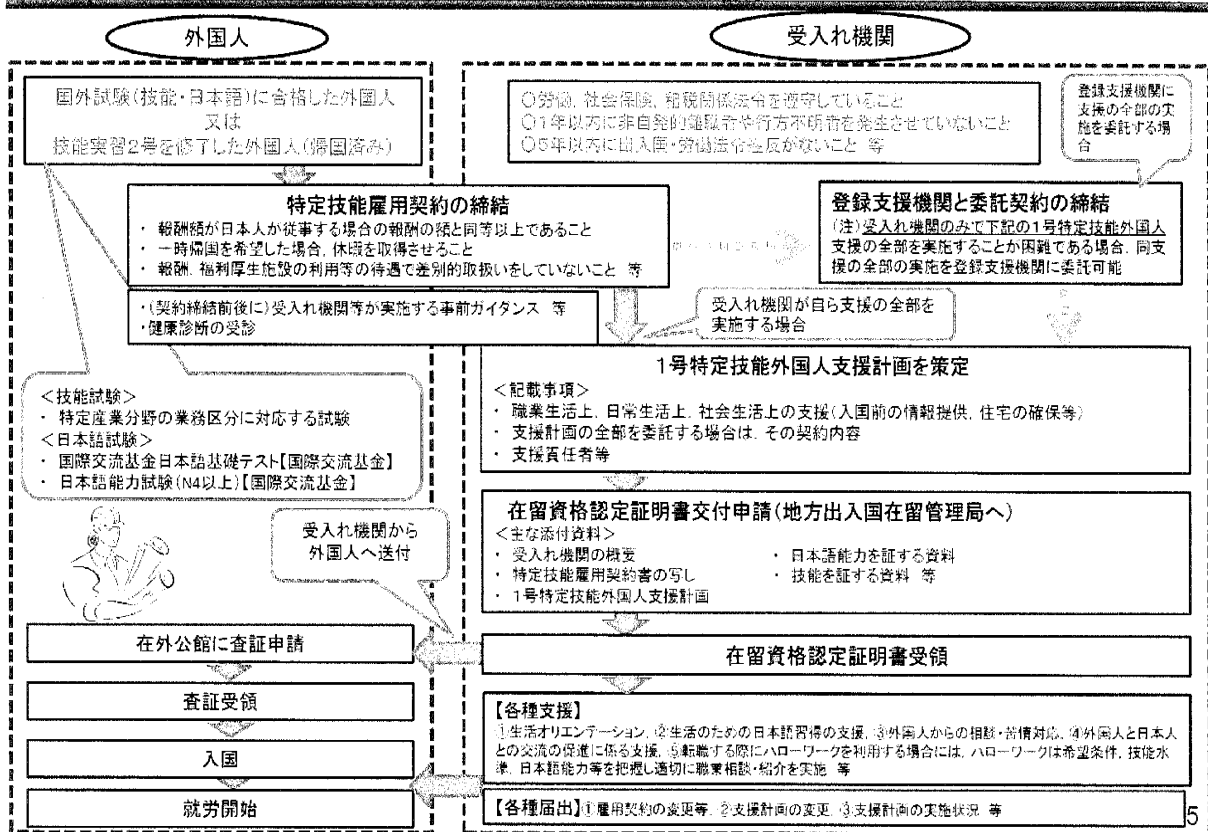
- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。

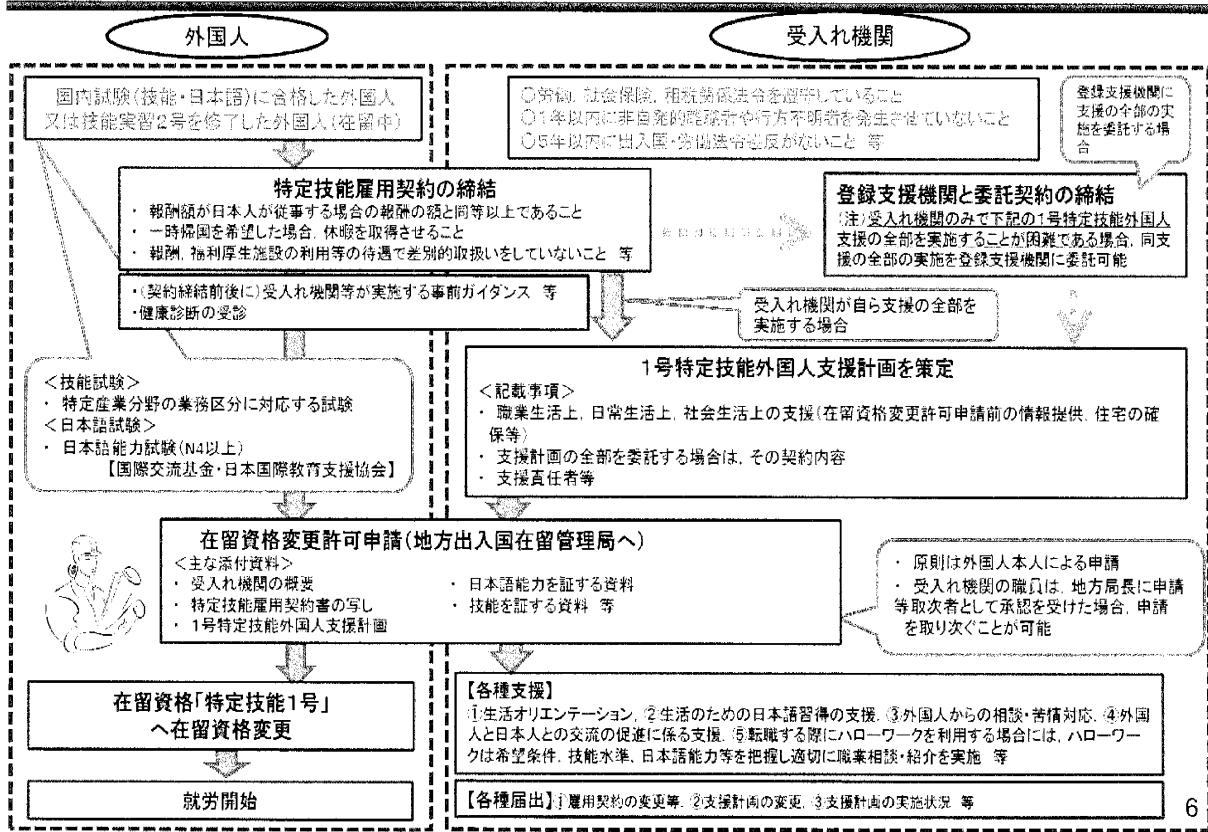
新たな外国人材受入れ制度 (外国人材用)



新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用）
（海外から採用するケース）



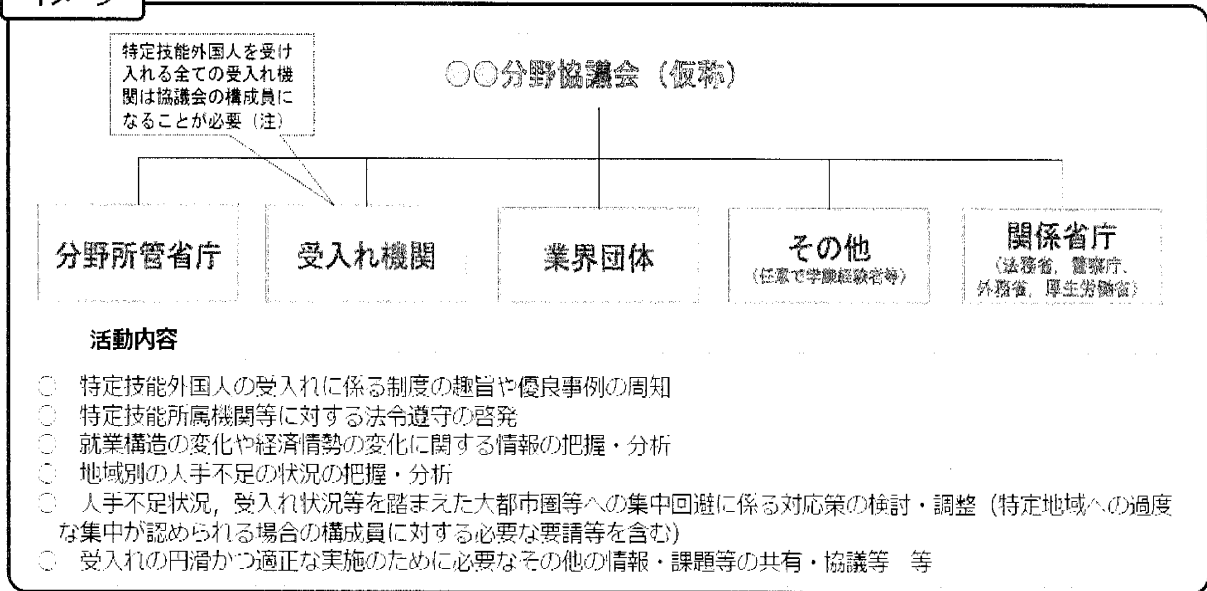
新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用）
（国内在留者を採用するケース）



ポイント

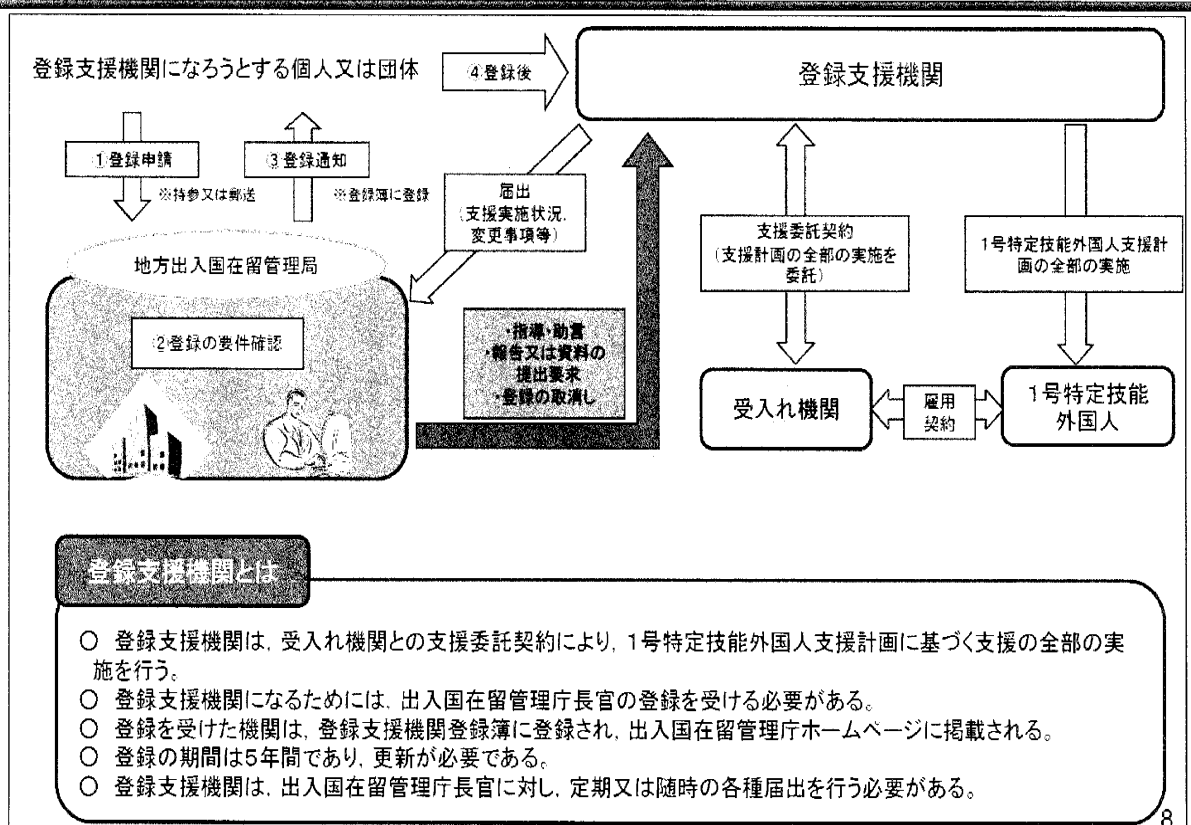
- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発、地域ごとの人手不足の状況を把握しての必要な対応等を行う。

イメージ



（注）建設分野においては、受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。

新たな外国人材受入れ制度（登録支援機関用）



申請方法

申請先	地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）
申請方法	持参又は郵送
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ○登録支援機関登録申請書（様式は法務省ホームページ（注）に掲載予定） ○収入印紙（申請手数料） ○（個人の場合）住民票の写し 等 ○（法人の場合）登記事項証明書、定款又は寄付行為の写し、役員の住民票の写し 等 ※詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（注）にて公表予定

（注）2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページに掲載

2. 登録の要件

- 支援責任者及び1名以上の支援担当者（常勤）を選任していること
- 以下のいずれかに該当すること
 - ・登録支援機関になろうとする個人又は団体が、2年以内に中長期在留者（就労資格に限る。）の受入れ実績があること
 - ・登録支援機関になろうとする個人又は団体が、2年以内に報酬を得る目的で、業として、外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有すること
 - ・選任された支援担当者が、過去5年間に2年以上中長期在留者（就労資格に限る。）の生活相談業務に従事した経験を有すること
 - ・上記のほか、登録支援機関になろうとする個人又は団体が、これらと同程度に支援業務を適正に実施できると認められていること
- 外国人が十分理解できる言語で情報提供等の支援を実施することができる体制を有していること
- 1年以内に責めに帰すべき事由により特定技能外国人又は技能実習生の行方不明者を発生させていないこと
- 支援の費用を直接又は間接的に外国人本人に負担させないこと
- 5年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行っていないこと
など

※中長期在留者とは、「短期滞在」等の在留資格を除く、中長期在留する外国人をいい、在留カードを所持している者。

9

主な提出書類一覧（在留資格認定証明書交付申請時等）

	主な提出書類	特記事項
1	在留資格認定証明書交付申請書 / 在留資格変更許可申請書	法定様式を公表予定
2	特定技能所属機関の概要書	参考様式を公表予定
3	登記事項証明書（法人の場合） / 住民票の写し（個人事業主の場合）	
4	役員の住民票の写し（法人の場合）	
5	決算文書（損益計算書及び貸借対照表）の写し（直近2事業年度）	
6	特定技能所属機関に係る労働保険に関する資料	労働保険手続に係る保管文書の写し等
7	特定技能所属機関に係る社会保険に関する資料	社会保険手続に係る保管文書の写し等
8	特定技能所属機関に係る納税に関する資料	法人税、住民税の納税証明書等
9	特定技能雇用契約書及び雇用条件書の写し	参考様式を公表予定
10	特定技能雇用契約に関する重要事項説明書	参考様式を公表予定
11	特定技能外国人の報酬額が日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であることの説明書	参考様式を公表予定
12	入国前に仲介業者等に支払った費用等を明らかにする文書	参考様式を公表予定
13	技能試験に係る合格証明書 / 技能検定3級等の実技試験合格証明書等	
14	日本語能力試験に係る合格証明書 / 技能検定3級等の実技試験合格証明書等	
15	特定技能外国人の健康診断書	参考様式を公表予定
16	支援計画書	参考様式を公表予定
17	支援委託契約書（登録支援機関に委託する場合）	参考様式を公表予定
18	支援責任者の履歴書、就任承諾書、支援業務に係る誓約書の写し（支援を自ら行う場合）	参考様式を公表予定
19	支援担当者の履歴書、就任承諾書、支援業務に係る誓約書の写し（支援を自ら行う場合）	参考様式を公表予定

※ 上記の書類のほか、申請内容に応じて書類の提出を求める場合がある。
※ 詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

主な提出書類一覧（各項目毎に提出の書類申請時）

	主な提出書類	特記事項
1	登録支援機関登録申請書	法定様式を公表予定
2	登記事項証明書（法人の場合） / 住民票の写し（個人事業主の場合）	
3	定款又は寄付行為の写し（法人の場合）	
4	役員の住民票の写し（法人の場合）	
5	登録支援機関の概要書	参考様式を公表予定
6	登録に当たっての誓約書	参考様式を公表予定
7	支援責任者の履歴書、就任承諾書、支援業務に係る誓約書の写し	参考様式を公表予定
8	支援担当者の履歴書、就任承諾書、支援業務に係る誓約書の写し	参考様式を公表予定

※ 上記の書類のほか、申請内容に応じて書類の提出を求める場合がある。

※ 詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

11

届出（報告）書類一覧（各項目毎に提出の書類申請時）

	種別	様式	届出先	方法	期限	特記事項・留意点
1	随時	特定技能雇用契約に係る届出書	受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参又は郵送	事由発生後14日以内	・特定技能雇用契約を変更したとき、若しくは終了したとき、又は新たな契約を締結したときは届出が必要。 ・なお、業務の内容、報酬の額その他の労働条件以外の変更であって、雇用契約に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合、軽微な変更として届出は不要。 ・特定技能雇用契約を変更又は新たな契約を締結した場合は、雇用条件書を併せて添付すること。
2	随時	支援計画変更に係る届出書			事由発生後14日以内	・支援計画を変更したときは届出が必要。 ・なお、支援の内容又は実施方法以外の変更であって、支援計画に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合、軽微な変更として届出は不要。 ・支援責任者又は支援担当者が変更となった場合、変更後の一号特定技能外国人支援計画書のほか、新たな支援責任者又は支援担当者就任承諾書及び誓約書並びに履歴書を併せて添付すること。 ・支援の内容が変更となった場合、変更後の一号特定技能外国人支援計画書を併せて添付すること。
3	随時	支援委託契約に係る届出書			事由発生後14日以内	・支援委託契約を締結したとき、若しくは変更したとき、又は終了したときは届出が必要。 ・なお、支援委託契約の内容の変更であって、当該契約に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合、軽微な変更として届出は不要。 ・新たな支援委託契約を締結した場合又は支援委託契約を変更した場合、支援委託契約書を併せて添付すること。
4	随時	受入れ困難に係る届出書			事由発生後14日以内	・受入れ機関の経営上の都合や特定技能外国人の疾病等により受入れが困難となった場合は届出が必要。

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

12

届出（報告書）（受入れ機関）

	種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点
5	随時	出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為に係る届出書	受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参又は郵送	事由発生後14日以内	・特定技能外国人への暴行・脅迫、旅券又は在留カードの取上げ、労働関係法令違反などがあつた場合は届出が必要。
6	定期 (四半期ごと)	受入れ状況に係る届出書			翌四半期の初日から14日以内	・受け入れている特定技能外国人の数、特定技能外国人の身分事項（氏名、生年月日、性別、国籍等）活動日数、活動場所、業務内容等の事項について、四半期ごとに定期の届出が必要。
7	定期 (四半期ごと)	支援実施状況に係る届出書			翌四半期の初日から14日以内	・1号特定技能外国人に対する支援の実施状況について、四半期ごとに定期の届出が必要（支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く。）。 ・届出対象期間内に、支援対象者が存在しない場合であっても、その旨届出を行う必要あり。 ・支援計画に変更があつた場合は、受入れ機関からの支援計画変更に係る届出も併せて行うこと。 ・非自発的離職者を発生させた場合は、受入れ機関からの受入れ困難に係る届出も併せて行うこと。
8	定期 (四半期ごと)	活動状況に係る届出書			翌四半期の初日から14日以内	・特定技能外国人及び特定技能外国人と同一の業務に従事する日本人に対する報酬支払状況（特定技能外国人の総額総額・内訳及び特定技能外国人の口座への払込みその他現実に支払われた額を含む。）等の事項について、四半期ごとに定期の届出が必要。 ・報酬の支払状況については、貸金台帳の写しや預金口座等への振込み又は現実に支払った額を証明する書類を併せて添付すること

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

13

届出（報告書）（登録支援機関）

	種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点
1	随時	登録事項変更に係る届出書	登録支援機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参又は郵送	事由発生後14日以内	・登録事項のいずれかに変更があつた場合、届出が必要。 ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名の変更があつた場合、登記事項証明書（法人の場合）、住民票の写し（個人の場合）を添付すること。
2	随時	支援業務の休止又は廃止に係る届出書			事由発生後14日以内	・支援業務を休止し、又は廃止した場合、届出が必要。 ・支援業務の一部を休止又は廃止した場合、登録事項変更に係る届出も必要。
3	随時	支援業務の再開に係る届出書			再開予定日の1か月前	・支援業務の休止の届出を行った者が支援業務を再開する場合、届出が必要。 ・支援業務の休止理由が、支援業務を的確に遂行するために必要な体制が整備されていないためである場合、支援体制が確保されていることについての立証資料を添付すること。
4	定期 (四半期ごと)	支援計画の実施状況に関する届出	受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参又は郵送	翌四半期の初日から14日以内	・特定技能所属機関から委託を受けた1号特定技能外国人支援計画の実施状況について、四半期ごとに定期の届出が必要。 ・届出対象期間内に支援対象者が存在しない場合であっても、その旨届出を行う必要あり。 ・支援計画に変更があつた場合、受入れ機関からの支援計画変更に係る届出も必要。 ・非自発的離職者を発生させた場合、受入れ機関からの受入れ困難に係る届出も必要。

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

14

【特例措置の概要】

「特定技能」の新設に伴い、当面の間、「特定技能1号」に変更予定の一定の外国人に「特定活動」(就労可)を付与

【特例措置の趣旨】

2019年4月1日に改正入管法が施行されるところ、「技能実習2号」修了者(建設特例・造船特例による「特定活動」で在留中の者も含む。)は、「特定技能1号」の技能試験・日本語試験の合格を免除されるため、登録支援機関の登録手続等の「特定技能1号」への変更準備に必要な期間の在留資格を措置する。

【特例措置の内容】

○ 対象者

「技能実習2号」で在留した経歴を有し、現に「技能実習2号」、「技能実習3号」、「特定活動」(外国人建設就労者又は造船就労者として活動している者)のいずれかにより在留中の外国人のうち、2019年9月末までに在留期間が満了する者

○ 許可する在留資格・在留期間: 「特定活動(就労可)」, 4月(原則として更新不可)

○ 許可するための要件(以下のいずれも満たすことが必要)

- ① 従前と同じ事業者で就労するために「特定技能1号」へ変更予定であること
- ② 従前と同じ事業者で従前の在留資格で従事した業務と同種の業務に従事する雇用契約が締結されていること
- ③ 従前の在留資格で在留中の報酬と同等額以上の報酬を受けること
- ④ 登録支援機関となる予定の機関の登録が未了であるなど、「特定技能1号」への移行に時間を要することに理由があること
- ⑤ 「技能実習2号」で1年10か月以上在留し、かつ、修得した技能の職種・作業が「特定技能1号」で従事する特定産業分野の業務区分の技能試験・日本語試験の合格免除に対応するものであること
- ⑥ 受入れ機関が、労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ⑦ 受入れ機関が、欠格事由(前科、暴力団関係、不正行為等)に該当しないこと
- ⑧ 受入れ機関又は支援委託予定先が、外国人が十分理解できる言語で支援を実施できること

【想定される手続の流れ】

2019年9月末日までに従前の在留期間が満了予定

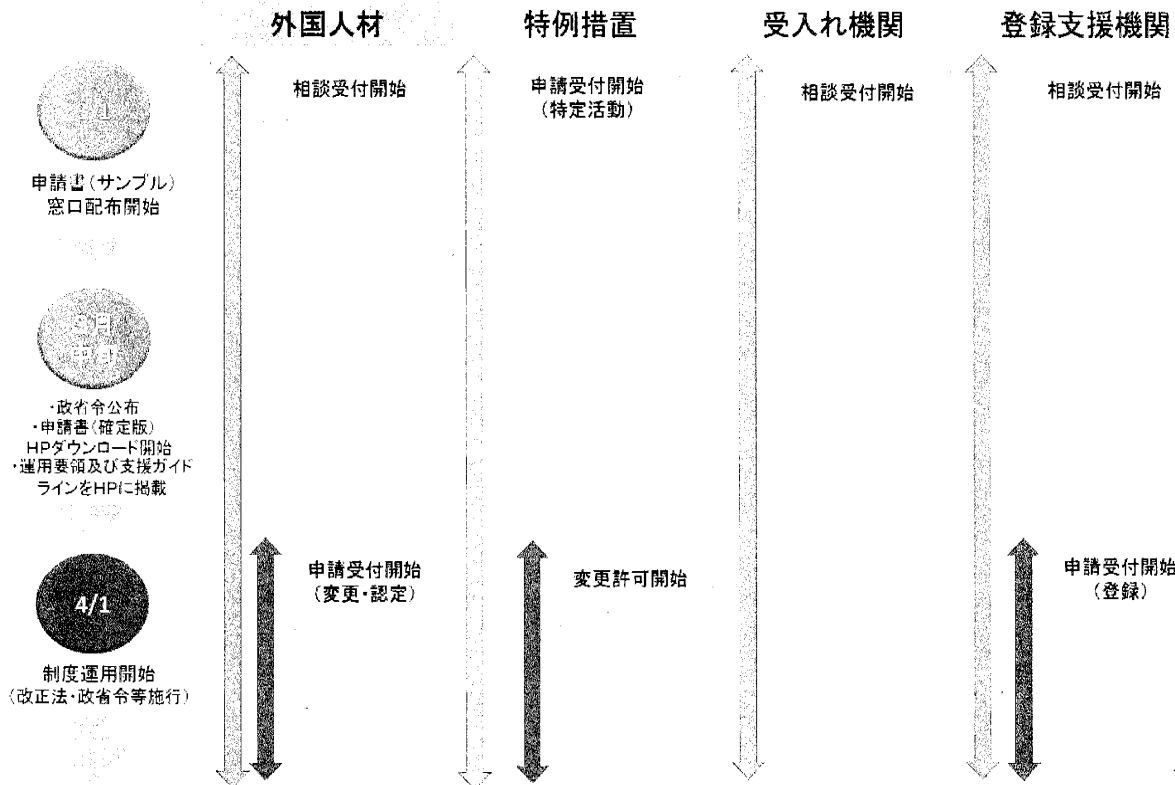
⇒ 就労継続を希望する場合、「特定活動」への変更許可申請(3月1日以降) ⇒ 4月1日以降、変更許可(在留期間4月)

⇒ 準備でき次第、「特定活動」から、「特定技能1号」への変更許可申請

⇒ 所定の基準に適合すれば、「特定技能1号」への変更許可(※「特定活動」で在留した期間は、特定技能1号の上限5年に算入)

※ 2019年3月末までは、「特定活動(就労不可)」(4月)への在留資格変更が可能

新たな外国人材受入れ制度(スケジュール)



技能実習と特定技能の制度比較（概要）

関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし （介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり）	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 （技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
送出国機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり （非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制）	なし
支援機関	なし	あり （個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制）
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号） （非専門的・技術的分野）	相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務に従事する活動 （専門的・技術的分野）
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転籍可能

③

在留資格「特定技能」についての問合せ先（法務省）

（制度全般、入国・在留手続、登録支援機関等について）

官署名	住所	連絡先	官署名	住所	連絡先
入国管理局	東京都千代田区霞が関1-1-1 総務課広報係	TEL 03-3580-4111 （内線：2731）	大阪入国管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 総務課	06-4703-2100
札幌入国管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 総務課	011-261-7502	神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 総務課	078-391-6377（代）
仙台入国管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 総務課	022-256-6076	広島入国管理局	広島県広島市中区上八丁敷2-31 広島法務総合庁舎 入国・在留審査部門 2019年4月以降 「就労・永住審査部門」	082-221-4412（代）
東京入国管理局	東京都港区港南5-5-30 総務課	03-5796-7250	高松入国管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 総務課	087-822-5852
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区品川町10-7 総務課	045-769-1720	福岡入国管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 総務課	092-717-5420
名古屋入国管理局	愛知県名古屋市中区正保2-5-10 （愛・共生関係） 総務課、【2019年4月以降】審査管理部門 ；在留資格「特定技能」関係 ；就労審査部門、【2019年4月以降】就労審査第 二部門	総務課 052-559-2150（代） 審査管理部門 052-559-2112 就労審査部門 052-559-2114	那覇支局	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

【参考：法務省ホームページ「新たな外国人材受入れ（在留資格「特定技能」の創設）」等】
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanni/kouhou/nyuukokukanni01_00127.html

⑥-174

- 地方公共団体による「多文化共生総合相談フロンティアセンター」の設置を支援（全国約100か所、11言語対応）【20億9千円】
- 一元的相談窓口・情報提供、通訳の配備、多言語翻訳アプリの活用
- 地域との交流の場や日本語学習の場としても活用
- ➡外国人が必要とする情報に的確に接することができる拠点

- 多言語音声翻訳システムのプラットフォームを構築【8億円】
- 多言語音声翻訳システムの利用を促進
- ➡医療、事件・事故、教育等生活の様々な場面での多言語化を実現

- 地方創生推進交付金を活用し、地方公共団体による共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等に対する財政的支援
- 地方創生推進交付金を活用し、地方公共団体による特定技能外国人の受入れ環境整備・地域住民と外国人材の交流事業に対する財政的支援
- ➡新たな外国人材受入れに対する地域の受入れ環境整備等を支援し、地域の持続的発展につなげる

- 全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる医療体制の整備【17億円】
- 防災・気象情報の多言語化・普及（11言語対応）、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善
- 住宅確保のための環境整備・支援
- 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備
- 携帯電話の契約時の多言語対応の推進
- ➡生活サービスの改善を図る

- 留学生受入れが可能な日本語教育機関を告示する基準を厳格化（出席率・不法残留者割合等の抹消基準厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等）
- 日本語教育機関に対して定期的な点検・報告を義務付け
- 日本語能力に関する試験結果等の公表義務、情報開示の充実
- 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省の調査や外務省の査証審査に活用
- ➡日本語教育機関の質の向上・適正な管理を図る

- 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開【6億円】
- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく充実な改善と支援員等の配備への支援【3億円】
- 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
- 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等【6億円】
- 必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いを踏まえた多様な採用プロセス等の推進
- ➡我が国を深く理解してくれる貴重な人材に対する教育支援・幅広い活躍機会の提供

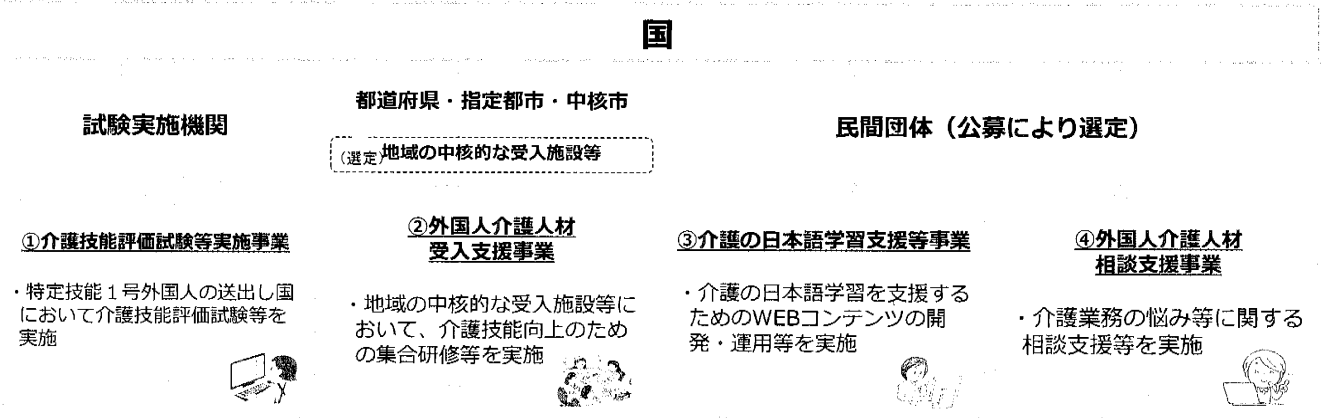
- 出入国在留管理庁が管理する出入国及び在留に関する情報を厚生労働省等に提供
- 厚生労働省等による情報を活用した加入指導等
- ➡受入れ機関及び外国人の社会保険への加入促進

- 二国間の政府間文書の作成とこれに基づく情報共有の実施
- 関係機関の連携強化と悪質仲介事業者の排除の徹底
- 悪質な受入れ機関等に対する厳正な対処
- ➡外国人が安心して生活・就労できる社会の実現

新「外国人介護人材受入環境整備事業」の創設

- 新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。
 - ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う外国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施
 - ② 介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援
 - ③ 介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援
 - ④ 介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施

【事業内容】



外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備

【補助率】 定額補助

【実施主体】 試験実施機関、都道府県(間接補助先:集合研修実施施設等) 等

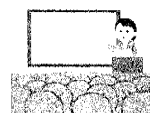
【平成31年度予算額(案)】 (目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 909,968千円



本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

研修内容（イメージ）

- 1. 集合研修の実施**
 - 都道府県、指定都市、中核市等が、技能実習生及び1号特定技能外国人を対象に集合研修を実施。
 - 実施主体が作成する集合研修実施計画に基づき研修を実施する。当該計画には、研修内容、研修体制、研修成果の確認方法、研修期間、研修教材等を盛り込む。
 - 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容とする。例えば、「介護の基本」「コミュニケーション技術」「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」「文化の理解」「介護の日本語」「認知症の理解」などが考えられるが、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討できる。なお、研修は座学のみならず演習を取り入れること。
- 2. キャリアアップ支援の実施**
 - 集合研修の受講者のうち、一定の介護技能及び日本語能力を有するなど特に優秀と認められる者に対して、介護職員としてさらなるステップアップを図るために必要な介護に関する研修費用を助成することができる。



実施主体	直接補助：都道府県、指定都市、中核市（民間団体へ委託可） 間接補助：都道府県等が適当と認める民間団体（集合研修を適切に実施することができる団体や受入れ施設等）
補助率	定額補助

群馬県における外国人介護人材活躍促進のための取組（基金助成）に関する取組

取組内容	概要	年度	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額
定住外国人等のための介護に関する日本語研修	※次頁参照	平成28年度	2,059千円	2,122千円
定住外国人等の受入準備講座	介護事業所向けに外国人雇用等に関する情報提供や事例紹介を実施	平成28年度	236千円	590千円
介護業雇用管理等相談援助事業	アドバイザーの訪問や専門家の派遣により事業所を支援（H26～） ※多文化共生推進士 「多文化共生の視点に立って地域課題を解決し、地域活性化を図る人材」として群馬大学が養成し、群馬県が認定する専門家	平成29年度から専門家に多文化共生推進士(※)を追加	4,093千円	4,169千円
介護人材参入促進事業（進路選択学生等支援事業）	参入促進の取組を行う介護福祉士養成施設への補助（H21～）	平成30年度から留学生の日本語学習に要する経費を補助対象とした。	5,000千円	5,000千円
外国人向け介護の仕事見学バスツアー	外国人（日本語学校の留学生、定住外国人等）を対象として介護福祉士養成施設及び介護施設見学バスツアーを実施	平成31年度 新規事業	—	525千円 (新規要求中)
(参考)外国人介護職員就労状況調査	全介護事業所を対象として、外国人介護職員の就労状況等を調査	平成28年度	—	—

【H30年度外国人介護職員就労状況調査より】 平成30年8月1日現在、回答数1,046事業所（回答率33.4%）
 ・外国人を雇用している事業所数：117
 ・外国人雇用人数：245人（フィリピン129人、インドネシア30人、ベトナム20人、ブラジル18人、中国12人、ペルー11人ほか）
 ・外国人を雇用している事業所における外国人介護職員に対する印象
 好意的に受け止めている利用者が多い：97.4% 好意的に受け止めている職員が多い：93.2%

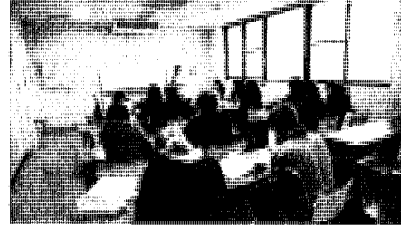
群馬県では、平成28年度から地域医療総合確保基金を活用し、定住外国人等の方を対象として介護分野への新規参入・定着促進を図るため、「定住外国人等のための介護に関する日本語研修」を実施している。

(1) 平成30年度予算額等

委託料2,059千円(プロポーザル方式により委託者を選定)

(2) コース内容・対象者

- ①入門コース(介護の仕事に必要な会話等を中心とした研修)
介護の仕事に興味のある定住外国人等
- ②介護記録コース(介護記録の書き方等を中心とした研修)
介護職として従事している定住外国人等



(3) 平成30年度の開催概要

開催地	開催日時・回数	コース	開催時間	定員
太田市	毎週火曜日(全12回) 前期6回・後期6回	入門コース	9:10~12:10	19人(前・後期とも受講7人)
		介護記録コース	13:30~16:30	24人(前・後期とも受講6人)
伊勢崎市	毎週木曜日(全12回) 前期6回・後期6回	入門コース	9:00~12:00	16人(前・後期とも受講3人)
		介護記録コース	13:00~16:00	14人(前・後期とも受講4人)

【平成30年度前期受講者アンケート(回答者30名)より】

質問:日本語研修(教室での学習)はいかがでしたか?

- ①とてもよくわかった : 27人(90.0%)
- ②少しわかった : 1人(3.3%)
- ③あまりわからなかった : 2人(6.7%)
- ④全然わからなかった : 0人(0.0%)

【今後の課題等】

入門コースは介護の仕事の経験のない外国人を主な対象としており、介護分野への新規参入を目的として、研修中に「介護施設見学」や「福祉人材バンクへの登録説明」の時間を設けているが、実際の就労にどれだけ結びつけられるかが課題である。

現状課題

- 在留資格「介護」の創設等に伴い外国人介護従事者の増加が見込まれているが、介護施設等における外国人受入れに必要な知識・ノウハウが不足
- 介護施設等が雇用している留学生等に対する指導体制が不十分
- 介護福祉士養成施設に通う経済的に困窮している留学生を支援する介護施設等への対応が必要

対応策(実施計画)

<p>◇外国人受入れセミナー 【概要】 介護事業者の経営者等に対し、外国人受入れに必要な知識・ノウハウ等を提供するためのセミナー及び専門家による相談会を実施</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ セミナー ・労働法・雇用関係上のルール ・外国人受入れ施設の事例紹介 等 ○ 専門家(弁護士・行政書士等)による相談会 ○ 詳細は「セミナー・研修検討委員会」で検討 <p>【対象】 介護事業者の経営者等</p> <p>【規模・時間】 150名程度×3回 各回 1日</p>	<p>◇外国人介護職員指導担当者研修 【概要】 外国人介護従事者の指導担当職員に対し、外国人指導のポイント、その他生活面での配慮等についての研修を実施し、介護施設等における指導体制の充実を支援</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コミュニケーションの取り方の留意点 ○ 外国人指導の事例紹介 等 ○ 詳細は「セミナー・研修検討委員会」で検討 <p>【対象】 外国人介護従事者を指導する職員</p> <p>【規模・時間】 50名程度×2回 各回 4時間×2日</p>	<p>◇介護施設等による留学生受入れ支援 【概要】 介護福祉士養成施設に通う留学生をアルバイトとして雇用する介護施設等が留学生に対して奨学金等を給付する場合に、当該費用の一部を補助</p> <p>【補助対象者】 都内で介護施設等を運営する事業者</p> <p>【補助対象経費と上限額/年度】 学費600千円、居住費360千円 入学準備金200千円、就職準備金200千円 国家試験受験対策費40千円</p> <p>【補助率】 都1/3 事業者2/3 【規模】 35施設 70人</p>
--	---	--

<p>【概要】 外国人受入れセミナー及び外国人介護職員指導担当者研修の円滑な実施について、必要な内容を検討</p> <p>【検討事項】 カリキュラム、使用する教材・資料、講師、事業者への広報、翌年度に向けた見直し 等</p> <p>【委員】 学識経験者、弁護士、介護保険施設、東京都介護福祉士会、介護福祉士養成施設協会 等</p>	<p>【実施回数】 4回</p>
---	------------------

○ふじのくに外国人介護人材受入れ準備セミナー

- ・介護事業所を対象に、外国人介護職員を受け入れるための制度や支援環境の理解など、受入れに資する情報などを提供することで、受入施設担当者の資質向上を図るとともに、外国人介護職員の就業促進及び質の向上を図るセミナーを平成27年度から開催 →外国人介護人材と協働していくための方法を共有

○平成30年度開催概要

- ・受講対象 外国人介護職員を受け入れている（受入れを検討している）施設の研修担当者
- ・開催地・定員等 県内東部・中部・西部（各回定員50人 開催時間 午後1時～5時30分）
- ・セミナーの構成

講義	・受入れに係る制度の現状、介護事業所の取組等 講師 一般社団法人グローバル人材サポート浜松 代表理事 堀 永乃 氏 社会福祉法人聖隷福祉事業団 常務執行役員 鎌田 裕子 氏
講義	・介護事業所における受入れ準備（学習／生活面の留意点など） 講師 社会福祉法人聖隷福祉事業団 法人本部人事企画部職員
事例紹介	・受入れ施設担当者による報告／外国人介護職員の体験談

○セミナー参加者の感想

- ・介護分野の外国人人材の活用という視点だけでなく、これまでの施策の流れや現状が、よく分かった。
- ・外国人介護人材の特徴と対応が分かった。
- ・介護現場の生の声や担当者の御苦労が聞けて参考となった。
- ・日本人職員の人材育成同様、目標を立てて進めたい。

○実績（平成29年度）・効果

- ・参加者数48人 平均評価4.37（5段階評価アンケート）
- ・外国人介護職員の確保に努める事業者の増加が期待される
*県就業状況調査 H28:741箇所、H29:818箇所、H30:912箇所

○今後の課題

- ・外国人介護人材入れの枠組が多様化
- ・受入れ要件の見直し等、取り巻く環境が変化
→介護事業所が受入れて前向きに対応できるように適切な情報を提供し、支援していくのが課題

【事業概要】

岐阜県内の在留外国人を対象として、介護に係る日本語、知識、技術等の習得に向けた、初任者研修修了レベルまでの研修を実施する。

【事業内容（平成30年度実施状況）】

1. 受講対象者
 - ・岐阜県内に在住の外国人の方（原則）・日本で介護職員を目指している方
 - ・日本語による講義で修学できる方
2. 研修期間
 - ・9月～12月の土日開催 ※開催日により開講時間は異なる（6～8時間程度／日）
3. 事業実施方法
 - ・岐阜県から中部学院大学（学校法人岐阜済美学院）への業務委託
 - ・講義では、ふりがなを付したテキストを使用、講義は日本語で実施
4. 受講者
 - ・申込20名、当初受講15名、全講義修了者12名、初任者研修試験合格者11名

【受講者の声】

- ①参加動機
 - ・資格取得することで自信をもって介護ができると思った
 - ・昔から興味はあったができなかった
 - ・介護のことを知りたい、もっと勉強したい
- ②受講感想
 - ・テキストは難しいが、先生の分かりやすい講義でとてもよかった
 - ・言葉が難しく理解しにくい部分もあったが、理解を深めることができた

【事業実績】

初任者研修合格者は11名
内、5名は受講前から介護に従事し、継続して就業
内、1名は受講期間中に受講者とのつながりで介護に就業
介護に就業していない受講者に対しては就業に向けた支援を県社協、ハローワーク等と連携しながら実施

【今後の課題等】

介護分野に就業していない受講者を、介護分野への就業につなげていく施策の充実

趣旨

地域における多様な人材の介護分野への参入促進、育成、定着を図るため、県内の外国人(永住者、定住者等)を対象とした介護職員初任者研修を実施するとともに、介護職場への就労を支援する。

事業内容

■事業内容

- ①外国人を対象とした介護職員初任者研修の実施
(日本語能力等に配慮した教材や指導方法の工夫)
- ②コーディネーターによる就労支援

■対象者

県内在住の定住外国人20名×2か所
※面接により日本語能力、就労意欲等を確認して受講を決定

■委託先

(特非)街かどケア滋賀ネット(湖南地域)、(福)長浜市社会福祉協議会(湖北地域)

受講者・修了者の声

- 家族を養うため景気変動に左右されない仕事として介護を選んだ。
- 研修を受けた仲間と共に介護の仕事に就けることを嬉しく思う。
- 研修修了者として自信を持って介護の仕事頑張りたい。
- 就労後の支援も検討いただきたい。
- 事業を継続することにより徐々に関係者への周知が広がっている。

実績

	受講者	修了者	介護等就労
平成27年度	14名	14名	8名
平成28年度	9名	9名	4名
平成29年度	20名	20名	4名
平成30年度	27名	24名	

※介護等就労の人数は、変動する場合があります。

課題

- 外国人雇用に関心を持つ事業所の掘り起こしとマッチング
- 就労後の継続的な支援

ひょうご外国人介護技能実習支援センター開設支援事業について

趣 旨

平成29年11月から外国人技能実習制度に、介護職が対象となったことを踏まえ、県内の福祉施設での外国人技能実習生の受入が円滑で効果的なものとなるよう、兵庫県社会福祉協議会が監理団体の運営に要する経費を神戸市とともに補助。(H30:10,726千円、H31:7,693千円)
【実施主体】兵庫県社会福祉協議会

事業の進め方

- 1 送出機関の選定
県社協の会員である社会福祉施設等の意見も聞きながら、現地視察も踏まえ送出機関を選定。
- 2 実習生の受け入れ
受入初年度(2019年度)は、先駆的に外国人介護者の受け入れを行っている特別養護老人ホーム等(5か所(15人)程度)で、モデル的に実施。
- 3 効果的な受け入れの検討
監理団体と実習実施施設とが一体となって、講習内容、経費負担、実習生のフォローアップ等、技能実習生の効果的な受け入れを検討。
- 4 2020年度以降の取り組み
順次、受け入れのノウハウの蓄積と普及を図りつつ、受入施設数や実習生の数を増やしていく。

実施状況及び今後のスケジュール(案)

	内 容	時 期
監理団体 設立	①現地視察(ベトナム)	2018年6月
	②送出し機関の選定・契約締結	9月
	③監理団体許可申請	10月
	④監理団体許可	2019年2月
実習生 受け入れ 準備	⑤技能実習生の選考・決定(ベトナム)	3月
	⑥技能実習計画の認定	7月~8月
	⑦在留資格認定証明書の取得	9月~10月
受け入れ 開始後	⑧技能実習生の入国	10月
	⑨入国後講習の実施	10月~11月
	⑩施設での技能実習開始	12月

課 題 等

- 1 施設側の受入費用
介護技能実習生の受入には、報酬とは別に監理費(初期費用、各月監理費)、や日本語・介護技術研修が必要など受入施設の負担が大きい。
- 2 相談・情報提供体制の整備
介護現場では、高齢者の安全や生活の質への配慮が求められる中で、実習生が安心して実習を実施するため、相談体制の整備が必要。

対 応 等

- 1 監理団体への支援、介護研修及び日本語研修の実施
引き続き監理団体の運営経費を支援するとともに、日本語学習及び介護技術研修等を実施し受入施設の負担を軽減。
- 2 専門相談員の設置
技能実習生の仕事や日常生活の多様な相談に応じるため、ひょうご外国人介護実習支援センターに専門相談員を配置。

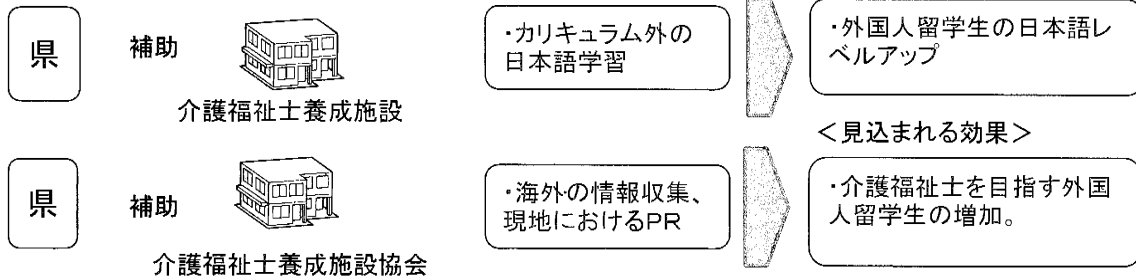
事業の目的

○介護福祉士を目指す外国人留学生が、国家試験に合格し、将来にわたり介護福祉士として活躍するため、日本語の学習支援を行う。
また、外国人留学生を増やす施策として、海外に向け積極的なPRを行う。

事業内容

- 介護福祉士養成施設の留学生に対する日本語学習支援に対する助成
- 留学生を呼び込むための海外に向けたPR経費(渡航費、動画作成費等)に対する助成

事業スキーム



当事者(参加者など)声、感想、意見

地域医療介護総合確保基金の事業補助金を受け、介護福祉士養成施設向け留学生受け入れ支援事業の推進を図る。また、外国人留学生の増加に向け、日本語学習支援を行う。また、外国人留学生を増やす施策として、海外に向け積極的なPRを行う。この結果、外国人留学生の増加が期待される。また、外国人留学生の増加により、介護福祉士の確保が期待される。また、外国人留学生の増加により、介護福祉士の確保が期待される。

